

整理番号 20

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2021年6月30日	支出額	90,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 7月分
----	-----------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 川越支部
---------	----------------

領収証

様

No. _____

★ ¥100,000-

内訳	現金	小切手	手形
	/	/	/

但 7月分家賃
R3年6月 日

収入印紙

上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-98


① R3.6.30

⑤ 山根陽子事務所

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 山根史子 (以下「乙」という) は、次の通り契約を締結した。

第1条 甲は、乙に対し、下記の建物(以下「本件建物」という)を賃貸し、乙はこれを賃借した。

記

所在 埼玉県川越市大字古市場字南久我原四二七番地一
物件 木造スレート葺平屋建事務所

第2条 賃貸借の期間は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの二年間とする。

第3条 賃料は1ヶ月金 壹拾萬 円とし、乙は、甲に対し、毎月末日までに翌月分を甲に持参する方法で支払う。

2 1ヶ月分に満たない期間の賃料は、当該月の日数を分母とする日割りで計算した金額とする。

3 甲及び乙は、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同種物件の賃料との比較等によって著しく不当となったときには、協議のうえ、賃料を改定することができる。

第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料とは別に支払うものとする。但し、賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。

第5条 乙は、本件建物を自己の居住のために利用し、他の用途に使用してはならない。

第6条 乙は、甲の書面による承諾を事前に得ない限り、次の事項をなしてはならない。

- ① 本件建物の賃借権を譲渡し又は本件建物を転貸すること
- ② ①の他、共同使用その他事実上賃借権の譲渡又は転貸と同様の結果となる行為をすること
- ③ 本件建物の増改築、改造、模様替え、造作の設置・改廃等を実施すること
- ④ 本件建物内又は本件建物の敷地において動物を飼育すること
- ⑤ 本件建物内又は本件建物の敷地内に爆発物などの危険物を搬入すること

第7条 乙は、電球、障子、ふすま及び畳の交換その他本件建物の躯体に関するものを除く費用軽微な修理については、自らの負担でこれを実施する。

第8条 乙が次の各場合の一つに該当する場合、甲は、何らの催告を要せず本契約を直ちに解除することができる。

- ① 前条の禁止事項に反した場合
- ② 賃料を2ヶ月分以上滞納した場合

第9条 乙は、本契約の終了までに、本件建物内に乙が所有又は保管する物件を全て引上げ、かつ、乙の設置した造作を取外して原状を回復した上で、本件建物を明渡す。

第10条 甲は、本契約が終了し、乙から本件建物の明渡を受けた場合、遅滞なく第4条の敷金を返還する。

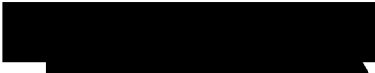
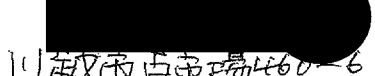
ただし、甲は、本件建物の明渡に際し、乙に対して未払賃料請求権、原状回復費用請求権その他本契約に関して乙の債務不履行による損害賠償請求権を有している場合には、敷金をこれらの債務の弁済に充当することができ、その残額を乙に返還すれば足りる。


第12条 甲、乙は、本契約から生じる紛争について、甲の住居地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意した。

第13条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合については、甲、乙は誠意をもって協議し、解決を図る。

以上の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持する。

令和  年 4 月 / 日

賃貸人(甲) 住所 
氏名 

賃借人(乙) 住所 川越市古市場460-6
氏名 山根史子 印 

整理番号	/
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2021年7月8日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	7月分事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷支部

7月分事務所家賃

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-07-0803265		通帳電信振替
記号	番号	
****	****	
取扱番号	お取引金額	
N133	*100,000	
	残高	
	*	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:	ヤマモト マサノ	
スマホ決済アプリ	ゆうちょPay	
口座の残高確認も	可能です!	

ご利用いただきましてありがとうございました。
 ゆうちょ銀行

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



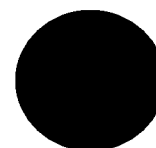
借主(乙)

住所

[Redacted]

氏名

山本正乃



整理番号 4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3 年 7 月 16 日	支出額	99,198 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所家賃(7月分)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

03-07-16	送金	*110,000	IB	██████████
03-07-16	手数料	*220		

$$110,220 \times 0.9 = 99,198$$

③事務所家賃として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

R3年6月11日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 田中 皇介	TEL 048-793-4811
	住所 上尾市糸巻立3-6-32	
丙 連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
極度額 3,960,000円 (月額賃料総額×36ヵ月)		

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL 048-778-1750 商号又は名称 株式会社マハロハ 代表者の氏名 光岡 昌子	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	大臣 知事	号
	免許証番号 埼玉県 知事 (3)第21590号	免許証番号		
	免許年月日 平成31年2月18日	免許年月日	年 月 日	
	氏 名	氏 名		印
宅 地 建 物 取 引 士	登録番号	登録番号 () 第 号		
	業務に従事する 事務所名 上尾市宮本町4-14	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL		

※ 印は実印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 6

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3年7月16日	支出額	10,998 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務員駐車場(7月分)
-----	-------------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

03-07-16	送金	*12,000	IB トラサ 川田
03-07-16	手数料	*220	

$$12,220 \times 0.9 = 10,998$$

③ 事務員用駐車場代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 控分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

村パーキ 駐車場賃貸契約書

貸主 村 田 春 雄
 上尾市宮本町7番15号
 電話(771)2311番 と借主 町 田 皇 介 とは

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市宮本町 8-8				
2	駐車場 区 画	[Redacted]				
3	車 両	車名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)	
		フジョー ステーション ワゴン青	[Redacted]			
4	賃 料	1 ヶ 月	支 払 方 法	特 約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
		12,000円 1台	当月末翌月前納 指定銀行への振込			
5	期 間	自 2019年 10月 9日	特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
		至 2020年 10月 8日				
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 1ヶ月前予告 解約可能 賃借人 1ヶ月前予告 解約可能				
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日 2019年 10月 9日

貸主 住所(所在地) 村 田 春 雄
 氏名(名称) 上尾市宮本町7番15号
 電話番号 電話(771)2311番

借主 住所(所在地) 町 田 皇 介
 氏名(名称) 〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
 電話番号 048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号 7

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3年7月16日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客用駐車場(7月分)
-----	-------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

03-07-16 | 送金

*10,000 | IB

$$10,000 \times 0.9 = 9,000$$

④

③ 来客用駐車場代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○の代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 控分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下甲という) と借主 町田 圭介 (以下乙という) との間において、

左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車を、後記土地に駐車することを認める。

第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料 金 一 万 円 也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円 也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲は乙の自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、乙の使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条 乙の使用する期間は、令和 一 年 七 月 一 日 から 令 和 二 年 六 月 二 十 日 までとし、その後は自動更新とする。

第六条 乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。

- ① 駐車場への出入を静かに行い、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。

前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

第九条 甲は乙に対し契約期間中であつても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。

第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 一 年 六 月 20 日

貸主(甲)

住所

氏名

電話

借主(乙)

住所

氏名

電話

[] 印

土屋 幸三 三六二二

町田 圭介

[] 印

埼玉県知事(3)第21590号
 株式会社 マハロ
 埼玉県上尾市宮本町948番1号
 TEL 048-778-1750 FAX 048-778-1751

駐車すべき車の表示

【車両名】

【塗色】

【ナンバー】

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号([])と表示した箇所

整理番号 8

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3年7月16日	支出額	18,018 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所セキュリティ		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

03-07-16	送金	*19,800	IB 取引カンサイ
03-07-16	手数料	*220	

$$20,020 \times 0.9 = 18,018$$

③ 防犯カメラ・セキュリティサービス代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

業務請負契約書

町田豊介（以下「甲」という）と、太陽管財株式会社（以下「乙」という）とは、貴、事務所（以下「当該物件」という）の業務に関する、次のとおり業務請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条 総則

甲は、当該物件の機械警備に関する業務（以下「業務」という）を
次条以下に定めるところにより乙に発注し、乙はこれを請け負う。

(当該物件の範囲)

第 2 条 当該物件の敷地及び建物は次のとおりである。

対象建物名称 埼玉県上尾市宮本町10-26 伊奈支部
対象建物所在地 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102

(業務の内容)

第 3 条 当該物件の業務対象となる部分及び業務の内容は、別途仕様書による。

(業務費)

第 4 条 甲は、「業務費」を乙に対し、次のとおり支払うものとする。

- 一 請負月額 ￥18,000 消費税別途
- 二 支払方法 乙は、月末日締め切りをもって甲に請求し、甲は当該月分を翌月末日までに支払う。

(本契約の有効期)

第 5 条 本契約の有効期間は令和元年10月9日から令和4年9月30日までとする。

(契約の更新)

第 6 条

本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、本契約の更新について内容変更等の意思表示の申し出が無いときは、本契約は従前と同一の条件を持って更に1年更新されるものとする。更新された契約についても同様とする。

2 本契約の更新について内容変更等の意思表示があった場合において、その有効

期間が満了する日までに更新に関する協議が整わないときは、甲及び乙は、別に暫定特約を締結することが出来る。

(契約の終了)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日をもって本契約を終了しようとするときは本契約の終了日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

(契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了前に本契約を解除しようとするときは、本契約の解除日の3ヶ月前までに甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

2 甲及び乙は、その相手方が本契約に定められた業務の履行を怠った場合は、相
当の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその業務を履行し
ないときは、本契約を解除することが出来る。

(第三者への再委託)

第 9 条 乙は、甲の承認を得て、第3条に定める業務の一部を第三者に再委託すること
が出来る。

2 乙が、委託業務を第三者に再委託した場合において、乙は再委託した業務の適
正な処理について、甲に対し責任を負う。

(専用使用部分への立入り)

第 10 条 乙は、管理業務を行うため必要があるときは、当該物件の専用使用部分に立入
ることが出来る。

2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該物件の専用使用部分の占
有者に通知し、その承諾を得なければならない。

但し、防災等のため緊急を要するときは、この限りではない。

(管理施設等の無償使用)

第 11 条 乙は、管理業務を行うために必要な管理用倉庫、器具、備品等（以下「管理施
設等」という）を無償で使用することができる。

2 甲は、乙が委託業務を行うため管理施設等を使用することにより生ずる費用（電
気及び用水）を負担するものとする。

(従業員)

第12条 乙の従業員は、作業中の了承を得た服装及び名札を着用して、乙の従業員である
ことを明瞭にするものとする。

(乙の使用責任)

第13条 乙は、乙の従業員がその業務の遂行に関し、甲又は当該物件の専用使用部分の
占有者に対し使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第14条 乙は、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者が次の各号に掲げる損害を受け
たときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による損害
- (2) 火災もしくは盗難による損害
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙の責任に帰することが出来ない事由による損害

(精算)

第15条 契約期間内に何らかの都合により、途中で契約を解除するときは、甲乙誠意を
もって残金を精算するものとする。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項で必要なものについては甲及び乙は、誠意を持って協
議するものとする。

(機密の保持)

第17条 乙及び(従事者)は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の証として契約書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印した上、それぞれが一通ずつ
保有するものとする。

令和元年10月1日

甲

〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
佐藤ビル102

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

町田 皇 介

乙

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地
太陽倉庫株式会社
代表取締役 齊藤 敏

8-1

請求明細書

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町3-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO.077229

町田 皇介

様

お客様コード	日付	期日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
■	2021/06/30	末	0558	1	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
■	■	0	0	18,000	1,800	19,800

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2021/06/30	403721	掛売上	*事務所 機械警備料	1.00式	10,000	10,000
		掛売上	*システム機器使用料	1.00式	8,000	8,000
				(税率10%)	[御買上額]	18,000
					[消費税等]	1,800
					[御入金額]	19,800

整理番号

4

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2021年7月26日
支出額	$16,000 \times 90\% = 14,400$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(8月分)
支出先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村 篤 弘



駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社 エルハウジング
 借主 水村 篤弘

本書に表示する不動産に関し、以下の条項により駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

取書

(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県所沢市東新井町322-1
名称	東新井駐車場
指定場所	

(2) 契約車両(車種・車名形式、登録番号)

車種・車名形式	登録番号

(3) 契約期間

始期	令和 3 年 2 月 8 日	から	1 年 0 月間
終期	令和 4 年 2 月 7 日	まで	

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	備考
賃料 月額 8,000 円	
共益費(管理費) 円	
敷金(保証金) 円	
礼金 円	
支払期限	※礼金は賃貸借契約満了時に返還されません 翌月分を毎月 末 日までに支払う
賃料等の支払方法	振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 振込先金融機関名 <input type="checkbox"/> 口座名義人 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 借主 <input type="checkbox"/> 貸主 <input type="checkbox"/> 株式会社 エルハウジング

(5) 貸主および管理業者

氏名	株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998) 8771
住所	埼玉県所沢市西新井町15-10		
管理業者	商号または名称 株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998) 9771
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	埼玉県所沢市西新井町15-10	所在地	国土交通大臣 第 号
管理担当者	氏名		

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

土地の所有者	氏名
	住所

(6) 更新に関する事

更新料の有無	■ 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新手数料として 4,000 円を支払う □ 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意しない場合は法定更新された場合でも更新料は発生しない
--------	--

特約条項 (第15条までの規定以外に付与する特約条項)

車の大きさは、長さ約15m幅約1.5m前後のものとし、ほかの契約者の方の迷惑となるような大きさの車両は駐車しないこと。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人(記)各押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

令和 3 年 1 月 26 日

貸主 住所 埼玉県所沢市西新井町15番10号
 株式会社 エルハウジング
 氏名 代表取締役 堀越剛夫 電話番号 04 (2998) 3771

借主 住所 所沢市上松 864-4
 氏名 水村 篤弘 電話番号 04 (2993) 0080

連帯保証人 住所 () 電話番号 ()

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 媒介 代理 取引態様 媒介 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 12995 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10 事務所所在地 号
 商号 株式会社 エルハウジ 号
 代表者等 堀越 剛夫 代表者等 号
 登録番号 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 宅地建物取引士 号

駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社 エルハウジング
 借主 水村 篤弘
 と、
 とは、

頭書に表示する不動産に関し、以下の条項により駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書

(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地 埼玉県所沢市東新井町922-1	指定場所
	名称 東新井駐車場	

(2) 契約車両(車種・車名形式、登録番号)

車種・車名形式	登録番号
---------	------

(3) 契約期間

始期	令和3年2月8日	から	1年0月間
終期	令和4年2月7日	まで	

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	備考
賃料 月額 8,000円	
共益費(管理費)	円
敷金(保証金)	円
礼金	円
支払期限	※礼金は賃貸借契約満了時に返還されません 翌月分を毎月末日までに支払う
賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 振込先金融機関名 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義人 振込手数料負担者 <input type="checkbox"/> 借主 <input type="checkbox"/> 貸主 持参先 株式会社 エルハウジング

(5) 貸主および管理業者

貸主 氏名	株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998)	3771
住所	埼玉県所沢市西新井町15-10			
管理業者 商号または名称	株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998)	3771
所在地	埼玉県所沢市西新井町15-10			
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣	第	号	
管理担当者 氏名				

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

土地の所有者 氏名	
住所	

(6) 更新に関する事項

更新料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新手数料として 4,000円を支払う <input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意しないしは法定更新された場合でも更新料は発生しない
--------	---

特約条項 (第15条までの規定以外に付与する特約条項)

庫の大きさは、長さ約5m幅約1.5m前後のものとし、ほかの契約者の方の迷惑となるような大きさの車両は駐車しないこと。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人等(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。
 令和3年1月26日

貸主 住所 埼玉県所沢市西新井町15番10号

株式会社 エルハウジング

氏名 代表取締役 堀越 則夫

電話番号 04 (2998) 3771

借主 住所 所沢市上宮松 864-4

氏名 水村 篤弘

電話番号 04 (2993) 0080

連帯保証人 住所

氏名

電話番号

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 媒介・ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (第 12995 号) 免状証番号

事務所所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10

商号 株式会社 エルハウジング

代表者等 堀越 則夫

登録番号

宅地建物取引士

取引態様 媒介・ 代理

免許証番号

事務所所在地

商号

代表者等

登録番号

宅地建物取引士

整理番号 18

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2021年7月26日	支出額	180,488円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	225610 × 0.8 = 180488 事務所賃料 2021年8月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
48603	03-07-26	11:01	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥225,500	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印 認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0003

ツツ コウツ 様

電話番号 048-975-6071

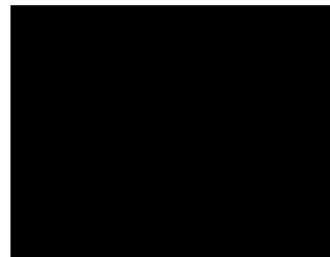
取扱番号 260001

印紙税申告納付につき清和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

③ 事務所賃料
2021年8月分

④ 支払先



※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 18-1

建物賃貸借契約書(事業用)

<<物件の表示>>

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗 (B) 号室		
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9番地13		
構 造 等	鉄骨造	3階建ての内	1階
賃 貸 借 面 積	69.29 m ² (壁芯)		

<<契約条件>>

項 目	関係条項	摘 要
引 渡 日		平成31年1月20日
契 約 期 間	1	平成31年1月20日 ~ 平成34年1月19日
使 用 目 的	2	事務所として
賃 料	3	205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
共 益 費	4	月額 16,200 円 (内消費税等 1,200 円)
看 板 掲 出 料	13	月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
月 額 合 計 支 払 額		221,400 円 (内消費税等 16,400 円)
賃 料 等 の 起 算 日	5	平成31年1月20日 より
賃 料 改 定 の 期 間	6	より 年毎
賃 料 改 定 事 務 手 数 料	6	は仲介人に対し新賃料の ヶ月分相当額を支払うものとする
敷 金	7	190,000 円
償 却 (無)		償却方法 円 (内消費税等 円)
礼 金	8	205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
更 新 料	9	乙 は甲に対し新賃料の 1.00 ヶ月分相当額を支払うものとする
更 新 事 務 手 数 料	10	甲 は仲介人に対し新賃料の 0.50 ヶ月分相当額を支払うものとする
解 約 の 申 し 出 期 間	21	甲においてはその 6 ヶ月前、乙においてはその 1ヶ月前
業 務 の 委 託 先	26	スターツピタットハウス株式会社
賃 料 の 支 払 い 方 法	5	振 込
賃 料 振 込 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	

賃料振込口座 令和2年9月分より [] に変更

特約条項>>

物件に関する他の入居者または第三者との紛争・苦情は乙の責任において解決するものとし、甲は一切関与しない。

利用時間は午前6時から午後10時までとする。変更する場合、乙は書面にて申し出、甲の承諾を得るものとする。

は、工事の仕様が決定次第速やかに、管轄消防長に「防火対象物使用届出書」を提出し、その写しを甲へ提出しなければならない。

は、所轄の消防署に防火管理者の届出を行うものとする。

物件には、ガスメーターが設置されていない為、メーターの設置及びそれに付随する工事費用は乙の負担でものとする。

物件に設置された照明器具は、引渡しと同時に乙に譲渡されるものとする。入居中の維持管理・修繕・交換費用

乙に帰属され退去時の撤去義務は負わないものとする。

消費税改定の場合の税額については通知しないものとし、改定後の税率で支払いをするものとする。

告白

甲を甲とし借主を乙とし前記表示の物件（以下「本物件」という）について、頭書の賃貸借契約（以下「本契約」という）を下記の通り締結する。その証として本契約証書を作成し、当事者（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成31年1月19日

(貸主) 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 越谷市

(借主) 住所 千間台西1-21-10 アーハイムビル108 氏名 辻 浩司 電話 048 (975) 6071

保証人住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 電話 [Redacted]

個人 住所 埼玉県越谷市千間台西1-4-4 3F 商号 スターツピタットハウス(株) せんりん台店 印 店長 木村 剛 電話 048-976-1881

建物取引士 [Redacted] 登録番号 [Redacted] 号

辻 浩司 様



2-03717#

消費税率改定に伴う賃料等変更のお知らせ

〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西1丁目4-4
T-K PREVIO 3F
スターツピタットハウス株式会社 せんげん台店
TEL 048 -976 -1881

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月分より消費税等（消費税および地方消費税。以下同じ）の税率が8%から10%に引き上げられる予定となっております。これに伴い、現在お客様が賃貸借契約を締結されている課税物件（駐車場等の施設および居住用を除く建物等賃料等が消費税課税対象である物件。）の賃料等（賃料および共益費その他の契約に基づきお支払いいただく金銭）が2019年10月分（※）より下記の通り変更されますので、予めお知らせいたします。お手数ではございますが、お支払金額、ご準備金額にお間違いのないようお手続きの程お願い申し上げます。

万一、本状と行き違いで解約等のお申し出を承っている場合はご容赦ください。

本件についてのご質問等がございましたら、上記ピタットハウス担当店舗までお問い合わせください。

敬具

記

<変更賃料等> (1)

物件名	ヴェルエール・メゾン店舗		区画	B
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20			
成約CD		種類	店舗事務所	賃目 共益費
2019年9月分までの金額(月額)		16,200円	(内消費税額 1,200円)	
2019年10月分からの金額(月額)		16,500円	(内消費税額 1,500円)	

(2)

物件名	ヴェルエール・メゾン店舗		区画	B
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20			
成約CD		種類	店舗事務所	賃目 賃料
2019年9月分までの金額(月額)		205,200円	(内消費税額 15,200円)	
2019年10月分からの金額(月額)		209,000円	(内消費税額 19,000円)	

※ 【ご注意ください】2019年10月分賃料等の支払約定日または支払実行日

振り込みによるお支払いの場合：2019年9月30日まで
口座振替によるお支払いの場合：2019年10月1日（口座振替手数料に係る消費税額も改定されます）
カード決済によるお支払いの場合：2019年10月10日

参考：消費税法上の取扱い

- 土地および居住用建物の賃料等：非課税
- 駐車場等の施設および居住用を除く建物（店舗、事務所等）の賃料等：課税

以上

整理番号	11
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年7月27日	支出額	23,300 × 90% 20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所倉庫費
-----	--------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
----------------	---------------------

別紙のとおり

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

03-07-27 振替 *23,300 DF. 手引39

【内訳】

- ・倉庫賃貸料 23,100 円
- ・振替手数料 200 円

口座名義：木村豊夫
支払先：株式会社平和不動産

レンタルボックス賃貸借契約書


賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

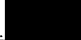
賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・

レンタルボックス番号：号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。
ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。
2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。
3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

(内訳：賃料 円・消費税 円)

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。
2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

No. 

賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイビル航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 賃料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 円)
6. 特記事項

1. 原契約の継続について、賃貸人（甲）と賃借人（乙）間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主（甲） 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

借主（乙） 住所：所沢市上安松 864-4

氏名：水村篤弘 印 TEL: 04-2993-0080

勤務先住所：さいたま市浦和社区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL: [REDACTED]

連帯保証人

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

印 TEL: [REDACTED]

管理会社

免許番号：埼玉県知事(3)第20719号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワラン

代表者：羽迫 務

取引主任者：[REDACTED]

登録番号：[REDACTED]

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

2019年11月分より
集送金手数料 220 円

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

整理番号 17

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	R3年7月28日	支出額	99,198 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃(8月分)
-----	------------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

03-07-28 送金	*110,000	IB	
03-07-28 手数料	*220		

$$110220 \times 0.9 = 99198$$

③ 事務所家賃として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 控分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 町田皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	佐藤ビル 1階 区画番号()
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26 (登記簿)
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸
種類	店舗 新築年月 昭和45年11月
面積	約33㎡(現況既先)
附属施設	公営水道・東京電力

頭書(2) 事業内容(具体的に記述すること)

県議会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年7月1日 から 令和5年6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期 令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3か月分)	水道代	2,000円
その他の条件	賃料No. 本 本 貸与する隣 本 本 賃料等の支払時期 翌月分を毎月25日まで		
賃料等の支払方法	口座引落	委託会社名	

定期建物賃貸借契約書(事業用)1/9 '20.09

頭書(5) 主緊急連絡先

(氏名)町田 皇介
(自宅)TEL
(勤務先)TEL (会社名・部署名)
(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

氏名	[]
住所	[]

管理業者

貸主自主管理	所在地 TEL
--------	---------

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円進借保証人 氏名 [] 住所 [] 極度額 3,960,000円 (月額賃料総額×36か月) 全保連株式会社
円家賃債務保証 証業者の提供 する保証	主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083
	家賃債務保証業者登録番号 国土交通大臣()第 号

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所を出すゴミ(営業用塵芥類)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に對して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は賃貸物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

定期建物賃貸借契約書(事業用)2/9 '20.09

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

R3 年 6 月 11 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL 048-793-9811
	住所	町田 皇介 上尾市糸巻立3-6-32
丙 連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
権度額 3,960,000円 (月額賃料総額×36ヵ月)		

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	上尾市宮本町4-14 048-778-1750 株式会社マハロハ 光廣 昌子	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	①
宅地建物取引士	免許証番号	埼玉県 知事 (3)第21590号	免許証番号	大臣 ()第 号
	免許年月日	平成31年2月18日	免許年月日	年 月 日
	氏 名		氏 名	②
	登録番号	号	登録番号	() 第 号
業務に従事する事務所名		株式会社マハロハ	業務に従事する事務所名	
事務所所在地		上尾市宮本町4-14	事務所所在地	
TEL		048-778-1750	TEL	

※ 図は実印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

17

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年7月28日	支出額	132,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃(8月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

②165,000×80%

③事務所家賃(8月分)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

振込

STEP

1. 出金口座 選択 2. 振込先 選択 3. 金額・ 指定日選択 4. 振込実行 5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。
受付番号は21072800003です。

振込 受付明細

印刷する

受付番号 21072800003 受付日時 2021年07月28日 11:51

出金口座	支店
振込依頼人名	サウマミンシツホウム カキ マリ
振込先口座	埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 5144885
受取人名	1)カキトウムチ
メモ欄	事務所家賃
振込金額	165,000円
振込手数料	0円
引落合計金額	165,000円
振込指定日	07月28日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。

入金内容をご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続きが必要となり、お手続きには手数料がかかります。

また、組戻手続きの際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

▶ 続けて振込みをする

事業用建物賃貸借契約書

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙はこれに署名捺印したあとと甲乙各1通を保有する。

貸主 有限会社川人工務店 (以下「甲」という)

借主 高木真理 (以下「乙」という)

下記の条項に従って賃貸契約をする。

賃貸借の目的物の表示等		賃貸借条件	
名称	K・Kビル 101号室		
所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-16-18		
種類	事務所		
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 参階建		
契約面積	1階 101号室 約28.38㎡ (約8.6坪)		
使用目的	事務所		
敷金	210,000円 (内税)		
賃料	月額 金165,000円 (内税15,000円)		
共益費	なし		
更新料	新賃料の1ヶ月		
契約期間	令和3年3月1日～令和6年2月28日		
解約予告期間	甲 6ヶ月前	乙 3ヶ月前	
賃料等の支払方法	振込先	[Redacted]	
	口座番号	[Redacted]	
	名義人	[Redacted]	
支払期限	翌月分を毎月25日までに支払う。		
特約事項	なし		

賃貸人 (甲) 住所

令和3年 3月 1日

氏名

〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-16-19
有限会社川人工務店
 代表取締役 川人 一徳
 電話番号 048-664-2300

TEL

賃借人 (乙)

住所

氏名

高木 真理

TEL

整理番号 18

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年7月28日	支出額	17,600 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所駐車場代 (8月分)
----	---------------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

②22,000×80%

③事務所駐車場代 (8月分)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

振込

STEP

1. 出金口座
選択
2. 振込先
選択
3. 金額・
指定日選択
4. 振込実行
5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。
受付番号は21072800004です。

印刷する

振込 受付明細

受付番号 21072800004 受付日時 2021年07月28日 11:53

出金口座	[REDACTED] 支店 [REDACTED]		
振込依頼人名	サイタマシ17オラム 外ヶ 町		
振込先口座	[REDACTED]		
受取人名	[REDACTED]		
メモ欄	駐車場		
振込金額	22,000円		
振込手数料	0円		
引落合計金額	22,000円		
振込指定日	07月28日		

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。
入金内容がご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。
また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。
なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

▶ [続けて振込みをする](#)

整理番号 14

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

$$(100,000 + 106) \times 90\%$$

支出年月日	3年7月29日	支出額	90,045 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃借料 (8月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10402	03-07-29	13:38
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥103,859	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
円	円	円

【内訳】

- ・事務所賃借料 100,000 円
- ・水道代 3,859 円

内、賃借料分

振込手数料

$$110 \times \frac{100,000}{103,859} \approx 106$$

お振込明細またはご案内	電信
お受取人	サイタマリソ ムサクラワ 普通 1438189 コハックアツツ様 登録番号 0002
ご依頼人	キムラ イサオ様
電話番号	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号 290001	

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

相手側の間違いで、税率8%で支払いを行った。
 差額分の支払いは不要とのこと。

事業用建物賃貸借契約書 (更新)

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と、賃借人 木村 勇夫 (以下、「乙」という。)とは、下記記載の物件に関し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約 (以下、「原契約」という。)について、次の通り賃貸借契約 (以下、「本契約」という。)の更新契約を締結する。

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人 (以下「丙」という) が署名 (記名) 押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

(A) 物件の表示		建物の名称	ハイツアウル	部屋番号	101
		住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡 6-12-1		
		用途	事務所	種類	アパート
		建物構造	木造 地上2階建		
		床面積	33.81 m ²	間取り	未指定
		契約期間	2021年7月1日 から 2023年6月30日 まで		
(B) 賃貸借の条件		賃料	月額 90,741 円	敷金	196,000 円 (受領済み)
		共益費	月額 1,852 円	更新料	新賃料 1ヶ月分
		※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜き価格表示に変更致しました。ご確認をお願いします。			
		その他月額費用	-		
		支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い		
		支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料は乙の負担とする。)		
		賃料等の振込先	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]
			[REDACTED]	口座名	[REDACTED]
		入居者	木村 勇夫		
			以上		

貸主 (甲)

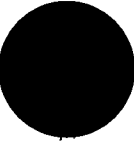
氏名



管理会社

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵 4-29-13

氏名 株式会社 バック



印

連絡先 048-839-8806

借主 (乙)

住所



氏名

木村 勇夫

印

連絡先



【媒介業者】

埼玉県知事 (7) 第 15903 号
埼玉県さいたま市南区 [REDACTED] 丁目 29 番 13 号
有限会社バックア
代表者 碓 奈緒子

登録番号



宅地建物取引士:

整理番号 21

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3年7月30日	支出額	10,998 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務員駐車場(8月分)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

03-07-30	送金	*12,000	IB トラ 川口
03-07-30	手数料	*220	

$$12,220 \times 0.9 = 10,998$$

③ 事務員駐車場代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村田 春 雄 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番 と借主 町田 皇 介 とは、

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市 宮本町 8-8				
2	駐車場 区 画	[Redacted]				
3	車 両	車名	登録番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)	
		プロジェクト ステーション ワゴン 青	[Redacted]			
4	賃 料	1 ヶ 月	12,000円 1ヶ	支払方法	特約	当月末翌月前納 指定銀行への振込 2ヶ月分滞納の 時は無催告解除
5	期 間	自 2019年 10月 9日	特約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする	至 2020年 10月 8日	
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特約	違反のときは 無催告解除
8	解 約	賃借人 1ヶ月前予告		解約可能		
		賃借人 1ヶ月前予告		解約可能		
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日	2019年 10月 9日	
貸主	住所 (所在地)	パーキング 村 田 春 雄 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番
	氏名 (名称)	
	電話番号	
借主	住所 (所在地)	町 田 皇 介 〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 048-729-6275
	氏名 (名称)	
	電話番号	

整理番号 22

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3年7月30日	支出額	9,000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	来客用駐車場(8月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

03-07-30 送金 *10,000 IB [REDACTED]

$$10,000 \times 0,9 = 9000$$

④ [REDACTED]

③ 来客用駐車場代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、
左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車、後記土地に駐車することを認める。

第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料 金 一 万 円 也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円 也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲は乙の自動車につき駐車中の盗難、
損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、乙の
使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。
前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、
甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条 乙の使用する期間は、令和 二 年 七 月 一 日 から 令 和 二 年 六 月 二 十 日 までとし、その後は
自動更新とする。

第六条 乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。

- ① 駐車場への出入を静かに行い、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は
直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と
同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場の権利を得るものとする。

前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

九条 甲は乙に対し契約期間中であつても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否
することはできない。

第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の
使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を
支払うものとする。

第十二条 左のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 二 年 六 月 20 日

貸主 (甲)

住 所

電 話

氏 名

借主 (乙)

住 所

電 話

氏 名

[] 印
上尾市 鎌倉三丁目一六二二
町田 皇介

埼玉県知事(3)第2159号
株式会社 マハロ
埼玉県上尾市宮本
TEL 048-778-1750 FAX 048-

駐車すべき車の表示

〔車両名〕

〔塗色〕

〔ナンバー〕

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号 ([]) と表示した箇所

整理番号 23

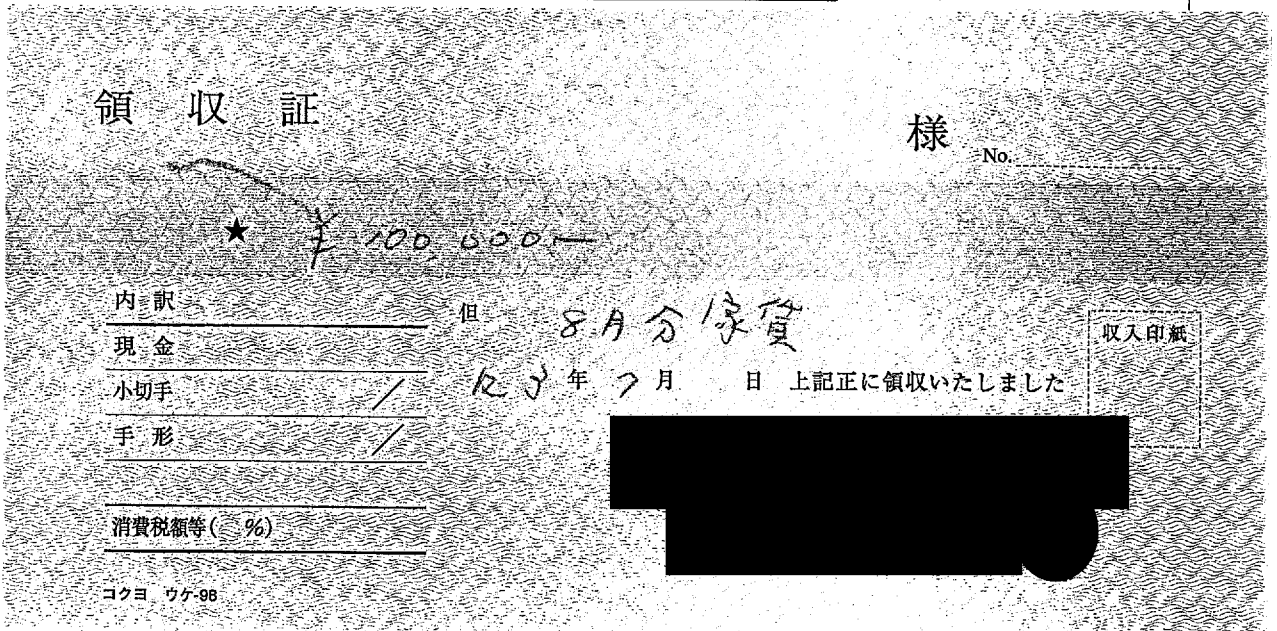
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年 <u>7</u> 月 <u>30</u> 日	支出額	<u>90000</u> 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	<u>事務所家賃 8月分</u>
----	------------------

領収書等貼付欄	<u>埼玉民主フォーラム 川越支部</u>
---------	-----------------------



① 23.7.30. 100,000 × 0.9 = 90,000

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)、賃借人 山根史子 (以下「乙」という) は、次の通り契約を締結した。

第1条 甲は、乙に対し、下記の建物(以下「本件建物」という)を賃貸し、乙はこれを賃借した。

記

所 在 埼玉県川越市大字古市場字南久我原四二七番地一
物 件 木造スレート葺平屋建事務所

第2条 賃貸借の期間は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの二年間とする。

第3条 賃料は1ヶ月金 壹拾萬 円とし、乙は、甲に対し、毎月末日までに翌月分を甲に持参する方法で支払う。

2 1ヶ月分に満たない期間の賃料は、当該月の日数を分母とする日割りで計算した金額とする。

3 甲及び乙は、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同種物件の賃料との比較等によって著しく不相当となったときには、協議のうえ、賃料を改定することができる。

第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料とは別に支払うものとする。但し、賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。

第5条 乙は、本件建物を自己の居住のために利用し、他の用途に使用してはならない。

第6条 乙は、甲の書面による承諾を事前に得ない限り、次の事項をなしてはならない。

- ① 本件建物の賃借権を譲渡し又は本件建物を転貸すること
- ② ①の他、共同使用その他事実上賃借権の譲渡又は転貸と同様の結果となる行為をすること
- ③ 本件建物の増改築、改造、模様替え、造作の設置・改廃等を実施すること
- ④ 本件建物内又は本件建物の敷地において動物を飼育すること
- ⑤ 本件建物内又は本件建物の敷地内に爆発物などの危険物を搬入すること

第7条 乙は、電球、障子、ふすま及び畳の交換その他本件建物の躯体に関するものを除く費用軽微な修理については、自らの負担でこれを実施する。

第8条 乙が次の各場合の一つに該当する場合、甲は、何らの催告を要せず本契約を直ちに解除することができる。

- ① 前条の禁止事項に反した場合
- ② 賃料を2ヶ月分以上滞納した場合

第9条 乙は、本契約の終了までに、本件建物内に乙が所有又は保管する物件を全て引上げ、かつ、乙の設置した造作を取外して原状を回復した上で、本件建物を明渡す。

第10条 甲は、本契約が終了し、乙から本件建物の明渡を受けた場合、遅滞なく第4条の敷金を返還する。

ただし、甲は、本件建物の明渡に際し、乙に対して未払賃料請求権、原状回復費用請求権その他本契約に関して乙の債務不履行による損害賠償請求権を有している場合には、敷金をこれらの債務の弁済に充当することができ、その残額を乙に返還すれば足りる。

第12条 甲、乙は、本契約から生じる紛争について、甲の住居地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意した。

第13条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合については、甲、乙は誠意をもって協議し、解決を図る。

以上の契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持する。

令和 年 月 日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 川越市古市場460-6
氏名 山根史子 印 [REDACTED]

整理番号	2
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2021年8月2日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	8月分事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷支部

③
8月分事務所家賃

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-08-0203398		通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N311	*100,000	
	残高	
42N1	*	
振替先	()	
受取人名		
料金	*100円	
依頼人名: ヤマモト マサノ		
1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧ください。		
ご利用いただきましてありがとうございました。		
ゆうちよ銀行		

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

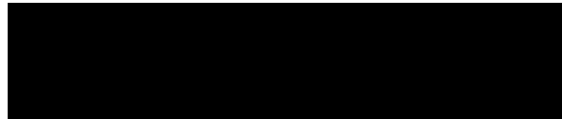
乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所



氏名



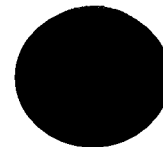
借主(乙)

住所



氏名

山本正乃



整理番号 7

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3年8月16日	支出額	18,018 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所セキュリティ		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

03-08-16	.送金	*19,800	IB マイバンク
03-08-16	.手数料	*220	

$$20,020 \times 0.9 = 18,018$$

③ 防犯カメラ・セキュリティサービス代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

業務請負契約書

町田皇介(以下「甲」という)と、太陽管財株式会社(以下「乙」という)とは、貴、事務所(以下「当該物件」という)の業務に関する、次のとおり業務請負契約(以下「本契約」という)を締結する。

第 1 条 総則

甲は、当該物件の機械警備に関する業務(以下「業務」という)を次条以下に定めるところにより乙に発注し、乙はこれを請け負う。

(当該物件の範囲)

第 2 条 当該物件の敷地及び建物は次のとおりである。

対象建物名称 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

対象建物所在地 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102

(業務の内容)

第 3 条 当該物件の業務対象となる部分及び業務の内容は、別途仕様書による。

(業務費)

第 4 条 甲は「業務費」を乙に対し、次のとおり支払うものとする。

- 一 請負月額 ¥18,000 消費税別途
- 二 支払方法 乙は、月末締め切りをもって甲に請求し、甲は当該月分を翌月末日までに支払う。

(本契約の有効期)

第 5 条 本契約の有効期間は令和元年10月9日から令和4年9月30日までとする。

(契約の更新)

第 6 条 本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、本契約の更新について内容変更等の意思表示の申し出が無いときは、本契約は従前と同一の条件を持って更に1年更新されるものとする。更新された契約についても又同様とする。

2 本契約の更新について内容変更等の意思表示があった場合において、その有効

期間が満了する日までに更新に関する協議が整わないときは、甲及び乙は、別に暫定特約を締結することが出来る。

(契約の終了)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日をもって本契約を終了しようとするときは本契約の終了日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

(契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了前に本契約を解除しようとするときは、本契約の解除日の3ヶ月前までに甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

2 甲及び乙は、その相手方が本契約に定められた業務の履行を怠った場合は、相対の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。

(第三者への再委託)

第 9 条 乙は、甲の承認を得て、第3条に定める業務の一部を第三者に再委託することが出来る。

2 乙が、委託業務を第三者に再委託した場合において、乙は再委託した業務の適正な処理について、甲に対し責任を負う。

(専用使用部分への立入り)

第 10 条 乙は、管理業務を行うため必要があるときは、当該物件の専用使用部分に立ち入ることが出来る。

2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該物件の専用使用部分の占有者に通知し、その承諾を得なければならない。
但し、防災等のため緊急を要するときは、この限りではない。

(管理施設等の無償使用)

第 11 条 乙は、管理業務を行うために必要な管理用倉庫、器具、備品等(以下「管理施設等」という)を無償で使用することができる。

2 甲は、乙が委託業務を行うため管理施設等を使用することにより生ずる費用(電気及び用水)を負担するものとする。

(従業員)

第12条 乙の従業員は、作業中の了承を得た服装及び名札を着用して、乙の従業員であることを明瞭にするものとする。

(乙の使用責任)

第13条 乙は、乙の従業員がその業務の遂行に関し、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者に対し使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第14条 乙は、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者が次の各号に掲げる損害を受けたときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による損害
- (2) 火災もしくは盗難による損害
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙の責任に帰することが出来ない事由による損害

(精算)

第15条 契約期間内に何らかの都合により、途中で契約を解除するときは、甲乙誠意をもって残金を精算するものとする。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項で必要なものについては甲及び乙は、誠意を持って協議するものとする。

(機密の保持)

第17条 乙及び(従事者)は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の証として契約書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印した上、それぞれが一通ずつ保有するものとする。

令和元年10月1日

甲

〒362-0038 埼玉県上尾市西本町10-26
佐藤ビル102

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

町田 皇

乙

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

太閤清財株式会社

代表取締役 齊藤敏

請求明細書

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社
代表取締役 齊藤 敏雄
〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町1-8
TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167
振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店
普通預金 NO.077229

町田 皇介 様

お客様コード	日付	期日	請求番号	伝票枚数	お支払予定日
██████	2021/07/31	末	0563	1	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
██████	██████	0	0	18,000	1,800	19,800

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2021/07/31	406908	掛売上 掛売上	*事務所 機械警備料 *システム機器使用料	1.00式 1.00式	10,000 8,000	10,000 8,000
				(税率10%)	[御買上額] [消費税等] [御入金額]	18,000 1,800 19,800



整理番号

6

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	2021年8月22日
支出額	$16,000 \times 90\% = 14,400$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(9月分)
支 出 先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



駐車場賃貸借契約

貸主 株式会社 エルハウジング
 借主 水村 篤弘

頭書に表示する不動産に関し、以下の条項により駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

取書

(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地 埼玉県所沢市東新井町922-1	指定場所
名称	東新井駐車場	

(2) 契約車両(車種・車名形式、登録番号)

車種・車名形式	登録番号

(3) 契約期間

始期	令和 3 年 2 月 8 日 から	1 年 0 月 間
終期	令和 4 年 2 月 7 日 まで	

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	備考
賃料 月額 8,000 円	
共益費(管理費) 円	
敷金(保証金) 円	
礼金 円	
支払期限	※礼金は賃貸借契約満了時に返還されません 翌月分を毎月 末 日までに支払う
賃料等の支払方法	振込 口座振替 持参 口座名義人 預金 振込先金融機関名 口座番号 口座名義人 借主 持参先 株式会社 エルハウジング 振込手数料負担者 借主 持参先 株式会社 エルハウジング

(5) 貸主および管理業者

氏名	株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998) 8771
住所	埼玉県所沢市西新井町15-10		
管理業者	商号または名称 株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998) 8771
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10	第 号	
管理担当者 氏名	国土交通大臣		

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

土地の所有者 氏名	
住所	

(6) 更新に関する事項

更新の有無	■ 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新手数料として 4,000 円を支払う
	□ 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意しない場合は法定更新された場合でも更新料は発生しない

特約条項 (第15条までの規定以外に付与する特約条項)

車の大きさは、長さ約15m幅約1.5m前後のものとし、ほかの契約者の方の迷惑となるような大きさの車種は駐車しないこと。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人(記)各押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

令和 3 年 1 月 26 日

貸主 住所 埼玉県所沢市西新井町15番10号
 株式会社 エルハウジング
 氏名 代表取締役 堀越剛夫 電話番号 04 (2998) 3771

借主 住所 所沢市上坂松 864-4
 氏名 水村 篤弘 電話番号 04 (2993) 0080

連帯保証人 住所
 氏名 () 電話番号 ()

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 □ 媒介 □ 代理 □ 媒介・代理
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 12995 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10 事務所所在地 号
 商号 株式会社 エルハウジング 代表者等 号
 代表者等 堀越 剛夫 代表者等 号
 登録番号 登録番号 号
 宅地建物取引士 宅地建物取引士 号

駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社 エルハウジング
 借主 水村 篤弘
 とは、
 とは、

頭書に表示する不動産に関し、以下の条項により駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書

(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地 埼玉県所沢市東新井町322-1	指定場所
車種・車名形式	名称 東新井駐車場	登録番号

(2) 契約車両(車種・車名形式、登録番号)

車種・車名形式	登録番号
---------	------

(3) 契約期間

始期	令和3年2月8日	から	1年0月間
終期	令和4年2月7日	まで	

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	備考
賃料 月額 8,000円	
共益費(管理費)	円
敷金(保証金)	円
礼金	円
支払期限	※礼金は賃貸借契約満了時に返還されません 翌月分を毎月末日までに支払う
賃料等の 支払方法	■ 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 待参 <input type="checkbox"/> 振込先金融機関名 <input type="checkbox"/> 口座名義人 <input type="checkbox"/> 預金 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 振込手数料負担者 ■ 借主 <input type="checkbox"/> 貸主 <input type="checkbox"/> 持参先 株式会社 エルハウジング

(5) 貸主および管理業者

貸主 氏名 株式会社 エルハウジング	電話 04 (2998)	3771
住所 埼玉県所沢市西新井町15-10		
管理業者 商号または名称 株式会社 エルハウジング	電話 04 (2998)	3771
所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 国土交通大臣	第	号
管理担当者 氏名		
※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること		
土地の所有者 氏名		
住所		

(6) 更新に関する事項

更新の有無	■ 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新手数料として 4,000円を支払う □ 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意しない場合は法定更新された場合でも更新料は発生しない
-------	---

特約条項 (第15条までの規定以外に付与する特約条項)

車の大きさは、長さ約5m幅約1.5m前後のものとし、ほかの契約者の方の迷惑となるような大きさの車種は駐車しないこと。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

令和 3 年 1 月 26 日

貸主	埼玉県所沢市西新井町15番10号 株式会社 エルハウジング 氏名 代表取締役 堀越則夫 住所 埼玉県所沢市西新井町15番10号 電話番号 04 (2998) 3771
借主	住所 所沢市上宮松 864-4 氏名 水村 篤弘 住所 埼玉県所沢市西新井町15番10号 電話番号 04 (2993) 0080
連帯保証人	住所 埼玉県所沢市西新井町15番10号 電話番号 04 (2993) 0080

氏名 () 電話番号 ()

宅地建物取引業者・宅地建物取引士	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 <input type="checkbox"/> 代理
取引態様	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 12995 号	免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 12995 号
事務所所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10	事務所所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10
商号 株式会社 エルハウジング	商号 株式会社 エルハウジング
代表者等 堀越 則夫	代表者等 堀越 則夫
登録番号	登録番号
宅地建物取引士	宅地建物取引士

整理番号 16

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3年8月25日	支出額	99,198 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所家賃(9月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

03-08-25	送金	*110,000	IB	■■■■■■■■■■
03-08-25	手数料	*220		

$$110.220 \times 0.9 = 99,198 \text{ 円}$$

③ 事務所家賃として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田 皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の要示

名	佐藤ビル	1階	区画番号()
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26 (登記簿)		
構造	鉄筋コンクリート造/幅員機/3階建/全4戸		
種類	店舗	新築年月	昭和45年11月
面積	約33㎡(現況概先)		
附属施設	公営水道・東京電力		

頭書(2) 要示内容(具体的に記述すること)

果穂会派支部事務所	
目的物件の引渡し時期	令和元年7月1日
契約期間	令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3カ月分)	水道代	2,000円
貸与する設備	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで		
賃料等の支払方法	口座振込	持参先	
	持参先	委託会社名	
	口座引落		

頭書(5) 主緊急連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名)町田 皇介
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
管理業者	貸主自主管理	
所在地	TEL	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	担保額	3,960,000円(月額賃料総額×36カ月)
		家賃債務保証業者名	全保連株式会社
		主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1, 16F TEL 03-6327-6840 問合せ窓口 0570-01-1083
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
本物件は老朽化につき入居時より10日目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所を出すゴミ(営業用廃棄物)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事と各監督官庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に對して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに借主は、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料、立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は賃貸物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

R3 年 6 月 11 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 伊田 圭介	TEL 048-793-4811
	住所 上尾市永立3-6-32	
丙・連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
借度額 3,960,000円 (月額賃料総額×36ヵ月)		

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL 上尾市宮本町4-14 048-778-1750 株式会社マハロハ 代表者の氏名 光廣 昌子	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名 Ⓜ	免許証番号 埼玉県 知事 (3)第21590号	免許証番号 大臣 知事 ()第 号
宅地建物取引士	免許年月日 平成31年2月18日	免許年月日 年 月 日	氏名	氏名 Ⓜ
	登録番号 号	登録番号 () 第 号	業務に従事する事務所名 株式会社マハロハ 上尾市宮本町4-14	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL 048-778-1750

※ 印は実印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 18

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2021年8月25日	支出額	180,488 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	225610 × 0.8 = 180488 事務所賃料 2021年9月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
48609	03-08-25	12:24
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥225,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円

お振込明細またはご案内 電話

お受取人
[Redacted]

登録番号 0003

ツツ" コウツ" 様

電話番号 048-975-6071

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

③ 事務所賃料
2021年9月分

④ 支払先

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書(事業用)

＜＜物件の表示＞＞

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗 (B) 号室		
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9番地13		
構 造 等	鉄骨造	3階建ての内	1階
賃 貸 借 面 積	69.29 m ² (壁芯)		

＜＜契約条件＞＞

項 目	関係条項	摘 要
引 渡 日		平成31年1月20日
契 約 期 間	1	平成31年1月20日 ~ 平成34年1月19日
使 用 目 的	2	事務所として
賃 料	3	205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
共 益 費	4	月額 16,200 円 (内消費税等 1,200 円)
看 板 掲 出 料	13	月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
月 額 合 計 支 払 額		221,400 円 (内消費税等 16,400 円)
賃 料 等 の 起 算 日	5	平成31年1月20日 より
賃 料 改 定 の 期 間	6	より 年毎
賃 料 改 定 事 務 手 数 料	6	は仲介人に対し新賃料の ヶ月分相当額を支払うものとする
敷 金	7	190,000 円
償 却 (無)		償却方法 円 (内消費税等 円)
礼 金	8	205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
更 新 料	9	乙 は甲に対し新賃料の 1.00 ヶ月分相当額を支払うものとする
更 新 事 務 手 数 料	10	甲 は仲介人に対し新賃料の 0.50 ヶ月分相当額を支払うものとする
解 約 の 申 し 出 期 間	21	甲においてはその 6 ヶ月前、乙においてはその 1ヶ月前
業 務 の 委 託 先	26	スターツピタットハウス株式会社
賃 料 の 支 払 い 方 法	5	振 込
賃 料 振 込 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	

賃料振込口座 令和2年9月分より に変更

特約条項>>

物件に関する他の入居者または第三者との紛争・苦情は乙の責任において解決するものとし、甲は一切関与しない。

利用時間は午前6時から午後10時までとする。変更する場合、乙は書面にて申し出、甲の承諾を得るものとする。

2、工事の仕様が決定次第速やかに、管轄消防長に「防火対象物使用届出書」を提出し、その写しを甲へ提出しなければならない。

3、所轄の消防署に防火管理者の届出を行うものとする。

物件には、ガスメーターが設置されていない為、メーターの設置及びそれに付随する工事費用は乙の負担とする。

物件に設置された照明器具は、引渡しと同時に乙に譲渡されるものとする。入居中の維持管理・修繕・交換費用

乙に帰属され退去時の撤去費用は負わないものとする。

税率改定の場合の税額については通知しないものとし、改定後の税率で支払いをするものとする。

告白

本を甲とし借主を乙とし前記表示の物件（以下「本物件」という）について、頭書の賃貸借契約（以下「本契約」という）を下記の通り締結する。その証として本契約証書を作成し、当事者（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成31年1月19日

(貸主) 住所

氏名

越谷市

(借主) 住所

千間台西1-21-107-ハイムせんじん台108

氏名

辻 浩司

電話

048 (975) 6071

保証人住所

氏名

電話

介人

住所

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 3F

商号

スターツピタットハウス(株) せんじん台店

店長 木村 剛

電話

048-976-1881

地建物取引士

登録番号

号

整理番号 18-3

〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西1丁目21-10

108

辻 浩司 様



2-03717#

消費税率改定に伴う賃料等変更のお知らせ

〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西1丁目4-4
T・K PREVIO 3F
スターツビタットハウス株式会社 せんげん台店
TEL 048 -976 -1881

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月分より消費税等（消費税および地方消費税。以下同じ）の税率が8%から10%に引き上げられる予定となっております。これに伴い、現在お客様が賃貸借契約を締結されている課税物件（駐車場等の施設および居住用を除く建物等賃料等が消費税課税対象である物件。）の賃料等（賃料および共益費その他の契約に基づきお支払いいただく金銭）が2019年10月分（※）より下記の通り変更されますので、予めお知らせいたします。お手数ではございますが、お支払金額、ご準備金額にお間違いないようお願い申し上げます。

万一、本状と行き違いで解約等のお申し出を承っている場合はご容赦ください。

本件についてのご質問等がございましたら、上記ビタットハウス担当店舗までお問い合わせください。

敬具

記

<変更賃料等> (1)

物件名	ヴェルエール・メゾン店舗	区画	B
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20		
成約CD		種別	店舗事務所
		名目	共益費
2019年9月分までの金額（月額）	16,200円	（内消費税額 1,200円）	
2019年10月分からの金額（月額）	16,500円	（内消費税額 1,500円）	

(2)

物件名	ヴェルエール・メゾン店舗	区画	B
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20		
成約CD		種別	店舗事務所
		名目	賃料
2019年9月分までの金額（月額）	205,200円	（内消費税額 15,200円）	
2019年10月分からの金額（月額）	209,000円	（内消費税額 19,000円）	

※ 【ご注意ください】2019年10月分賃料等の支払約定日または支払実行日

振り込みによるお支払いの場合：2019年9月30日まで

口座振替によるお支払いの場合：2019年10月1日（口座振替手数料に係る消費税額も改定されます）

カード決済によるお支払いの場合：2019年10月10日

参考：消費税法上の取扱い

●土地および居住用建物の賃料等：非課税

●駐車場等の施設および居住用を除く建物（店舗、事務所等）の賃料等：課税

以上

整理番号	10
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

23,300 × 90%

支出年月日	3年8月27日	支出額	20,970 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所倉庫費		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

別紙のとおり

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

2003-08-27 振替 *23,300 DF 52939

【内訳】

- ・倉庫賃貸料 23,100 円
- ・振替手数料 200 円

口座名義：木村勇夫
支払先：株式会社 平和不動産

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・XXXXXXXXXX）

レンタルボックス番号：XXXXXXXXXX号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。
ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。
2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。
3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。
2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

No. XXXXXXXXXX

整理番号 7

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年8月27日
支出額	82,720×90%=74,448円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (9月分)
支出先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村 篤 弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイびる航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
2. 敷 金 210,000 円
3. 賃 料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 円)
6. 特 記 事 項

1. 原契約の継続について、賃貸人（甲）と賃借人（乙）間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主（甲） 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

借主（乙） 住所：所沢市上安松864-4

氏名：水村篤弘 印 TEL: 04-2993-0080

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL: [REDACTED]

連帯保証人

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

印 TEL: [REDACTED]

管理会社

免許番号：埼玉県知事(3)第20719号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワラン

代表者：羽迫 務

取引主任者：[REDACTED]

登録番号：[REDACTED]

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より
集送金手数料 220円

整理番号	21
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	3年8月30日	支出額	132,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 (9月分)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
----------------	------------------------

振込受付明細は、別紙添付

②165,000×80%

③事務所家賃

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

振込

STEP

1. 出金口座
選択
2. 振込先
選択
3. 金額・
指定日選択
4. 振込実行
5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。
受付番号は21083000003です。

振込 受付明細

印刷する

受付番号 21083000003 受付日時 2021年08月30日 14:47

出金口座	支店
振込依頼人名	サイタミンソフト 外資 株
振込先口座	埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 5144885
受取人名	1)カビトコムテ
メモ欄	事務所家賃
振込金額	165,000円
振込手数料	0円
引落合計金額	165,000円
振込指定日	08月30日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。

入金内容がご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。

また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

▶ 続けて振込みをする

事業用建物賃貸借契約書

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

貸主 有限会社川人工務店 (以下「甲」という)
 借主 高木真理 (以下「乙」という)

令和3年 3月 1日

下記の条項に従って賃貸契約をする。

賃貸人 (甲) 住所

〒531-0812 さいたま市北区宮原町2-16-19
 有限会社川人工務店
 代表取締役 川人 一徳
 電話 048-664-2300

氏名

TEL

賃借人 (乙) 住所

高木 真理

氏名

TEL

賃貸借の目的物の表示等	名称	K・Kビル 101号室
	所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-16-18
	種類	事務所
	構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 参階建
	契約面積	1階 101号室 約28.38㎡ (約8.6坪)
	使用目的	事務所
	敷金	210,000円 (内税)
	賃料	月額 金165,000円 (内税15,000円)
	共益費	なし
	更新料	新賃料の1ヶ月
賃貸借条件	契約期間	令和3年3月1日～令和6年2月28日
	解約予告期間	甲 6ヶ月前 乙 3ヶ月前
	賃料等の支払方法	振込先 [Redacted] 口座番号 [Redacted] 名義人 [Redacted]
特約事項	支払期限	翌月分を毎月25日までに支払う。
		なし

整理番号	22
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	3年8月30日	支出額	17,600 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所駐車場代(9月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

②22,000×80%

③事務所駐車場代

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

お取引内容確認・取消

振込

印刷する

受付番号 21083000002 受付日時 2021年08月30日 14:45

出金口座	支店
振込依頼人名	サイタマシニアフォーラム 勉強会
振込先口座	
受取人名	
振込金額	22,000円
振込手数料	0円
引落合計金額	22,000円
振込指定日	2021年08月30日
処理状況	処理済

戻る

> [お問い合わせはこちら](#) ※ブラウザにより表示されない場合があります

駐車場賃貸借契約書

駐車場名	まつばら駐車場	賃料	1ヶ月	11,000円
所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目16-4	番号	番号	番

貸主  (以下「甲」という)と

借主 埼玉県民生フォーラム 高木まり (以下「乙」という)とは、
 上記に表示する駐車場に、埼玉県民生フォーラム 高木まりが、さいたま市北区宮原町2丁目16-4の土地に、まつばら駐車場を築造し、賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は都市令3年 4月 1日から令和5年 3月31日の二年間とする。

但し、期間満了の際は、当事者協議の上、更新又は延長することが出来る。

第2条 (賃借料等)

乙は賃借料を毎月末日までに、翌月分を支払うものとする。

但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、

甲乙協議の上増減出来るものとする。

第3条 (解約)

契約期間中の解約については、甲・乙ともに1ヶ月前までの申し出により本契約を解約することが出来る。賃借料は前払いにつき1ヶ月分を支払うものとする。

第4条 (危険負担)

本駐車場内で起きた事故等 (盗難、接触、火災等) に関わる車の事故損害について甲は一切の賠償責任を負わないものとする。

第5条 (注意義務)

乙は本駐車場を使用するにあたり、善良なる管理者の注意を持って使用し駐車目的以外には使用しないこと、又貸借権の譲渡及び転貸は行わないこと。消防法、その他の法令等により危険物としてみなされる物を場内に持ち込まないこと。

又、本駐車場内において、空ぶかし、喧騒等近隣に迷惑となる行為は行わないこと。


第6条 (更新等)

本契約満了の際、管理者より通知があった場合は、速やかに更新手続きを行うものとする。その際、新賃料の0.5ヶ月+消費税を更新事務手数料として管理者へ支払うものとする。

第7条 (契約の解除)

乙が次の事項に該当する時は、甲は何等の催告をなさずしてこの契約を解除する事が出来る。

1. 賃料を2ヶ月以上滞納したとき。

車種 ホンダ フィット 色 白 ナンバー 

(特約事項)

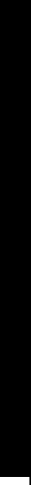
1. 補充条項として、本契約各条項に記載のない事項又は、本契約の各条項の解釈に疑問がある場合甲、乙協議の上円満に解決するものとする。

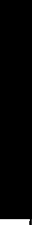
2. 賃料振込先：

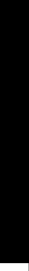
3. 賃料は、毎月末日までに上記口座へ入金する事。

以上契約の証として本書式通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各々その巻通を保有する。

令和 3 年 / 月 26 日

賃貸人 (甲) 住所  印

氏名  印

電話番号 

借借人 (乙) 住所 さいたま市北区宮原町 2-16-18

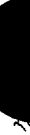
氏名 埼玉県民生フォーラム さいたま市北区支部 高木まり 印

電話番号 048-654-2559

仲介業者



埼玉県地建物取引業协会会员 埼玉県知事 (5) 第18067号

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町 2丁目284番地1号

商号 株式会社 ハウジング  印

代表者 山田 剛

電話 TEL048-652-3300

取引主任士 登録番号  氏名 

整理番号 15

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2021年 8月 3日	支出額	90,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 9月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 川越支部
$100,000 \times 0.9 = 90,000$ ①R3.8.31 ⑤山根アキ子	

領 収 証

様 No.

★ ￥100,000-

内訳
 現金 _____
 小切手 /
 手形 /

但 9月分家賃

R3年 8月 3日 上記正に領収いたしました

収入印紙

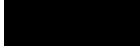
消費税額等(%)

コケヨ ウケ-98

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 山根史子 (以下「乙」という) は、次の通り契約を締結した。

第1条 甲は、乙に対し、下記の建物(以下「本件建物」という)を賃貸し、乙はこれを賃借した。

記

所在 埼玉県川越市大字古市場字南久我原四二七番地一
物件 木造スレート葺平屋建事務所

第2条 賃貸借の期間は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの二年間とする。

第3条 賃料は1ヶ月金 壹拾萬 円とし、乙は、甲に対し、毎月末日までに翌月分を甲に持参する方法で支払う。

2 1ヶ月分に満たない期間の賃料は、当該月の日数を分母とする日割りで計算した金額とする。

3 甲及び乙は、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同種物件の賃料との比較等によって著しく不相当となったときには、協議のうえ、賃料を改定することができる。

第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料とは別に支払うものとする。但し、賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。

第5条 乙は、本件建物を自己の居住のために利用し、他の用途に使用してはならない。

第6条 乙は、甲の書面による承諾を事前に得ない限り、次の事項をなしてはならない。

- ① 本件建物の賃借権を譲渡し又は本件建物を転貸すること
- ② ①の他、共同使用その他事実上賃借権の譲渡又は転貸と同様の結果となる行為をすること
- ③ 本件建物の増改築、改造、模様替え、造作の設置・改廃等を実施すること
- ④ 本件建物内又は本件建物の敷地において動物を飼育すること
- ⑤ 本件建物内又は本件建物の敷地内に爆発物などの危険物を搬入すること

第7条 乙は、電球、障子、ふすま及び畳の交換その他本件建物の躯体に関するものを除く費用軽微な修理については、自らの負担でこれを実施する。

第8条 乙が次の各場合の一つに該当する場合、甲は、何らの催告を要せず本契約を直ちに解除することができる。

- ① 前条の禁止事項に反した場合
- ② 賃料を2ヶ月分以上滞納した場合

第9条 乙は、本契約の終了までに、本件建物内に乙が所有又は保管する物件を全て引上げ、かつ、乙の設置した造作を取外して原状を回復した上で、本件建物を明渡す。

第10条 甲は、本契約が終了し、乙から本件建物の明渡を受けた場合、遅滞なく第4条の敷金を返還する。

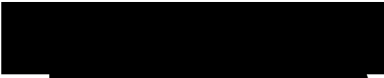

ただし、甲は、本件建物の明渡に際し、乙に対して未払賃料請求権、原状回復費用請求権その他本契約に関して乙の債務不履行による損害賠償請求権を有している場合には、敷金をこれらの債務の弁済に充当することができ、その残額を乙に返還すれば足りる。


第12条 甲、乙は、本契約から生じる紛争について、甲の住居地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意した。

第13条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合については、甲、乙は誠意をもって協議し、解決を図る。

以上の契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持する。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

賃貸人(甲) 住所 
氏名 

賃借人(乙) 住所 川越市西市場460-6
氏名 山根史子 印 

整理番号 14

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	3年8月31日	支出額	100,110 × 90% 90,099 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	--

使 途	事務所賃借料(9 月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	***	***
取扱店	お取引日	時刻
10402	03-08-31	11:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
*****		*****
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		佐体認証
お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイタマリツナ ムサツウラフ 普通 1438189 ユ)ハツクアツフ様 登録番号 0002 キムラ イサオ様	
ご依頼人	電話番号	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
	取扱番号	310003

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

【内訳】

- ・事務所賃貸料 100,000 円
- ・水道代 0 円

内、賃貸料分

振込手数料

× _____ ÷

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

相手側の間違いで、税率8%で支払いを行った。
 差額分の支払いは不要とのこと。

事業用建物賃貸借契約書 (更新)

賃貸人 [] (以下、「甲」という。)と、賃借人 木村 勇夫 (以下、「乙」という。)とは、下記記載の物件に関し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約 (以下、「原契約」という。)について、次の通り賃貸借契約 (以下、「本契約」という。)の更新契約を締結する。

(A) 物件の表示	建物の名称	ハイツアウル	部屋番号	101
	住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡6-12-1		
	用途	事務所	種類	アパート
	建物構造	木造 地上2階建		
	床面積	33.81㎡	間取り	未指定
(B) 賃貸借の条件	契約期間	2021年7月1日から2023年6月30日まで		
	賃料	月額 90,741円	敷金	196,000円(受領済み)
	共益費	月額 1,852円	更新料	新賃料 1ヶ月分
	※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜き価格表示に変更致しました。ご確認をお願い致します。			
	その他月額費用	-		
	支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い		
	支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料は乙の負担とする。)		
	賃料等の振込先	[]	口座番号	[]
	入居者	木村 勇夫		
		以上		

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人 (以下「丙」という) が署名 (記名) 押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

貸主 (甲)

氏名 [] 印

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵4-29-13

管理会社 [] 印

氏名 株式会社 バックアップ

連絡先 048-839-8806

借主 (乙)

住所 []

氏名 木村 勇夫 印

連絡先 []

【媒介業者】

埼玉県知事 (7) 第15903号

埼玉県さいたま市南区 [] 丁目29番13号

株式会社バックアップ []

代表者 碓 奈緒子

登録番号 []

宅地建物取引士 []

整理番号 18

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3年8月31日	支出額	10,998 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務員用駐車場 (9月分)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

普通預金 (兼お借入明細)

日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)
03-08-31	手数料	*220	
03-08-31	送金	*12,000	IB 552 川村

$12,220 \times 0.9 = 10,998$

③ 事務員用駐車場

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

村パーキング 駐車場賃貸契約書

村 田 春 雄

上尾市宮本町7番15号

貸主 電話(771)2311番

と借主

町 田 皇 介

とは、

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市宮本町 8-8				
2	駐車場 区 画	[黒塗り]番				
3	車 両	車名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)	
		フォジョー ステーション ワゴン青	[黒塗り]			
4	賃 料	1 ヶ 月	支 払 方 法	特 約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
		12,000円 /台	当月末翌月前納 指定銀行への振込			
5	期 間	自 2019年 10月 9日	特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
		至 2020年 10月 8日				
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内貸貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 *1ヶ月前予告		解約可能		
		賃借人 *1ヶ月前予告		解約可能		
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日	2019年 10月 9日	
貸主	住所(所在地)	村パーキング
	氏名(名称)	村 田 春 雄
	電話番号	上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番
借主	住所(所在地)	町 田 皇 介
	氏名(名称)	〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
	電話番号	048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号 19

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3年8月31日	支出額	9,000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	来客用駐車場 9月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

03-08-31 送金 *10,000 IB [REDACTED]

$$10,000 \times 0.9 = 9,000$$

④ [REDACTED]

③ 来客用駐車場

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 町田 圭介 (以下乙という) との間において、左のとおり駐車場の使用に關し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条

甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車をも、後記土地に駐車することを認める。

第二条

乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料 金 一 万 円 也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円 也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条

本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲は乙の自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条

この駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、乙の使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条

乙の使用する期間は、令和二年七月一日から令和二年六月二十日までとし、その後は自動更新とする。

第六条

乙は駐車にあたって次の事項を守なければならない。

- ① 駐車場への出入を静かに行き、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条

乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条

乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

九条

甲は乙に対し契約期間中であってもこの駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。

第十条

甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条

本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 元 年 6 月 20 日

貸主 (甲) 住 所

氏 名

電 話

借主 (乙) 住 所

氏 名

電 話

[REDACTED]
[REDACTED]
 土尾市 緑丘三丁目二二
 町田 圭介
[REDACTED]
[REDACTED]

埼玉県知事(3)第21590号
 株式会社 マハ
 埼玉県上尾市宮本
 TEL 048-778-7750 FAX 048-778-7751

駐車すべき車の表示

【車両名】

【塗色】

【ナンバー】

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号 ([REDACTED]) と表示した箇所

整理番号

2

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2021年9月2日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	9月分事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷支部

③

9月分事務所家賃

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-09-02	03265	通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N080	*100,000	
	残高	
42N1	*	
振替先	()	
受取人名:	()	
料金	*100円	
依頼人名:	ヤマモト マサノ	

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧ください。

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



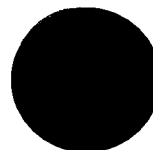
借主(乙)

住所

[Redacted]

氏名

山本正乃



整理番号

6

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3年9月22日	支出額	18,018 円
		※ 政務活動費を充当した全額を記載	
使途	事務所セキュリティ		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

03-09-22	.送金	*19,800	IB 取引のキャッシュ
03-09-22	.手数料	*220	

$$20,020 \times 0.9 = 18,018$$

③ 防犯カメラ・セキュリティサービス代として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「たまたま、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は「空白に補記すること」）。

※ 持ちした場合は、積算方法を空白に記入すること。

業務請負契約書

町田豊介（以下「甲」という）と、太陽管財株式会社（以下「乙」という）とは、貴、事務所（以下「当該物件」という）の業務に関する、次のとおり業務請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条 総則

甲は、当該物件の機械警備に関する業務（以下「業務」という）を次条以下に定めるところにより乙に発注し、乙はこれを請け負う。

(当該物件の範囲)

第 2 条 当該物件の敷地及び建物は次のとおりである。

対象建物名称 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

対象建物所在地 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102

(業務の内容)

第 3 条 当該物件の業務対象となる部分及び業務の内容は、別途仕様書による。

(業務費)

第 4 条 甲は「業務費」を乙に対し、次のとおり支払うものとする。

- 1 請負月額 ¥18,000 消費税別
- 2 支払方法 乙は、月末締め切りをもって甲に請求し、甲は当該月分を翌月末までに支払う。

(本契約の有効期)

第 5 条 本契約の有効期間は令和元年10月9日から令和4年9月30日までとする。

(契約の更新)

第 6 条

本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、本契約の更新について内容変更等の意思表示の申し出が無いときは、本契約は従前と同一の条件を持って更に1年更新されるものとする。更新された契約についても又同様とする。

2 本契約の更新について内容変更等の意思表示があった場合において、その有効

期間が満了する日までに更新に関する協議が整わないときは、甲及び乙は、別に暫定特約を締結することが出来る。

(契約の終了)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日をもって本契約を終了しようとするときは本契約の終了日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

(契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了前に本契約を解除しようとするときは、本契約の解除日の3ヶ月前までに甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

2 甲及び乙は、その相手方が本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。

(第三者への再委託)

第 9 条 乙は、甲の承認を得て、第3条に定める業務の一部を第三者に再委託することが出来る。

2 乙が、委託業務を第三者に再委託した場合において、乙は再委託した業務の適正な処理について、甲に対し責任を負う。

(専用使用部分への立入り)

第 10 条 乙は、管理業務を行うため必要があるときは、当該物件の専用使用部分に立ち入ることが出来る。

2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該物件の専用使用部分の占有者に通知し、その承諾を得なければならない。但し、防災等のため緊急を要するときは、この限りではない。

(管理施設等の無償使用)

第 11 条 乙は、管理業務を行うために必要な管理用倉庫、器具、備品等（以下「管理施設等」という）を無償で使用することができる。

2 甲は、乙が委託業務を行うため管理施設等を使用することにより生ずる費用（電気及び用水）を負担するものとする。

(従業員)

第12条 乙の従業員は、作業中の丁承を得た服装及び名札を着用して、乙の従業員であることを明瞭にするものとする。

(乙の使用責任)

第13条 乙は、乙の従業員がその業務の遂行に関し、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者に対し使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第14条 乙は、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者が次の各号に掲げる損害を受けたときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による損害
- (2) 火災もしくは盗難による損害
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙の責任に帰することが出来ない事由による損害

(精算)

第15条 契約期間内に何らかの都合により、途中で契約を解除するときは、甲乙誠意をもって残金を精算するものとする。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項で必要なものについては甲及び乙は、誠意を持って協議するものとする。

(機密の保持)

第17条 乙及び(従事者)は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の証として契約書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印した上、それぞれが一通ずつ保有するものとする。

令和元年10月1日

甲

〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
佐藤ビル102

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部
町田 皇介

乙

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地
太陽会計株式会社
代表取締役 齊藤敏

請求明細書

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進3-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO.077229

町田 皇介

様

お客様コード	日付	締日	請求番号	伝票枚数	お支払予定日
■	2021/08/31	末	0568	1	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
■	■	0	0	18,000	1,800	19,800

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2021/08/31	409957	掛売上	*事務所 機械警備料	1.00式	10,000	10,000
		掛売上	*システム機器使用料	1.00式	8,000	8,000
			(税率10%)		[御買上額]	18,000
					[消費税等]	1,800
					[御入金額]	19,800

整理番号

6

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年9月24日
支出額	16,000×90%=14,400円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(10月分)
支出先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



駐車場賃借契約書

貸主 株式会社 エルハウジング
借主 水村 篤弘

頭書に表示する不動産に関し、以下の条項により駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書

(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県所沢市東新井町322-1
名称	東新井駐車場
指定場所	

(2) 契約車両(車種・車名形式、登録番号)

車種・車名形式	登録番号

(3) 契約期間

始期	令和3年2月8日	から	1年0月間
終期	令和4年2月7日	まで	

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	備考
賃料 月額 8,000円	
共益費(管理費) 円	
敷金(保証金) 円	
礼金 円	
支払期限	※礼金は賃貸借契約終了時に返還されません 翌月分を毎月末日までに支払う
賃料等の支払方法	振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 振込先金融機関名 <input type="checkbox"/> 預金 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義人 <input type="checkbox"/> 振込手数料負担者 <input type="checkbox"/> 借主 <input type="checkbox"/> 貸主 <input type="checkbox"/> 持参先 株式会社 エルハウジング

(5) 貸主および管理業者

氏名	株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998) 3771
住所	埼玉県所沢市西新井町15-10		
管理業者	商号または名称 株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998) 3771
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	埼玉県所沢市西新井町15-10	第	号
管理担当者	氏名		

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

土地の所有者	氏名	
	住所	

(6) 更新に関する事項

更新料の有無	■上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新手数料として 4,000円を支払う
	<input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意ないしは法定更新された場合でも更新料は発生しない

特約条項 (第15条までの規定以外に付与する特約条項)

車の天蓋等は、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、ほかの契約者の方の迷惑となるような大きさの車種は駐車しないこと。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

令和3年1月26日

貸主 住所 埼玉県所沢市西新井町15番10号
株式会社 エルハウジング
氏名 代表取締役 堀越剛夫 電話番号 04 (2998) 3771

借主 住所 所沢市上松 864-4
氏名 水村 篤弘 電話番号 04 (2993) 0080

連帯保証人 住所
氏名 () 電話番号 ()

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 媒介 代理 取引態様 媒介 代理 第 号

免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 12995 号 免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10 事務所所在地 第 号

商号 株式会社 エルハウジング 代表者等 代表者等 第 号

登録番号 登録番号 第 号

宅地建物取引士 宅地建物取引士 第 号

駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社 エルハウジング
 借主 水村 篤弘
 とは、
 とは、

頭書に表示する不動産に関し、以下の条項により駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書

(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県所沢市東新井町322-1
駐車の表示	名称 東新井駐車場 指定場所

(2) 契約車両(車種・車名形式、登録番号)

車種・車名形式	登録番号
---------	------

(3) 契約期間

始期	令和3年2月8日	から	1年0月間
終期	令和4年2月7日	まで	

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	備考
賃料 月額 8,000円	
共益費(管理費) 円	
敷金(保証金) 円	
礼金	※礼金は賃貸借契約終了時に返還されません
支払期限	翌月分を毎月末日までに支払う
賃料等の支払方法	振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/>
	振込先金融機関名 株式会社 エルハウジング
	口座番号 口座名義人 株式会社 エルハウジング
	振込手数料負担者 借主 <input type="checkbox"/> 貸主 <input type="checkbox"/> 持参先

(5) 貸主および管理業者

氏名	株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998)	3771
住所	埼玉県所沢市西新井町15-10			
管理業者	商号または名称 株式会社 エルハウジング	電話	04 (2998)	3771
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	所在地 埼玉県所沢市西新井町15-10	第	号	
管理担当者	氏名 国土交通大臣			

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

土地の所有者	氏名	住所
--------	----	----

(6) 更新に関する事項

更新(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新手数料として 4,000円を支払う
<input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意しない場合は法定更新された場合でも更新料は発生しない

特約条項 (第15条までの規定以外に付与する特約条項)

車の大さは、長さ約5m幅約1.8m前後のものとし、ほかの契約者の方の迷惑となるような大きさの車両は駐車しないこと。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人書(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

令和3年1月26日

貸主	住所 埼玉県所沢市西新井町15番10号 株式会社 エルハウジング
借主	氏名 代表取締役 堀越則夫 住所 所沢市上宮松 864-4 氏名 水村 篤弘 住所 氏名 水村 篤弘
連帯保証人	住所 氏名 氏名 氏名

電話番号 04 (2998) 3771
 電話番号 04 (2993) 0080

宅地建物取引業者・宅地建物取引士	取引店様 <input type="checkbox"/> 媒介 <input type="checkbox"/> 代理
取引店様	埼玉県知事(8)第 12995 号 免許証番号
事務所所在地	埼玉県所沢市西新井町15-10
商号	株式会社 エルハウジング
代表者等	堀越 則夫
登録番号	登録番号
宅地建物取引士	宅地建物取引士

整理番号 12

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年9月24日	支出額	180,488円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	225610 × 0.8 = 180.488 事務所賃料 2021年10月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
48603	03-09-24	10:43	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥225,500	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円
お振込明細またはご案内			電信
お受取人	[Redacted]		
ご依頼人	登録番号 0003 ツツ" コウツ" 様		
電話番号	048-975-6071		
取扱番号	240001		
			印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

③ 事務所賃料
2021年10月分

④ 振込先

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 12-2

建物賃貸借契約書(事業用)

<<物件の表示>>

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	(B)	号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9番地13		
構 造 等	鉄骨造	3階建ての内	1階
賃 貸 借 面 積	69.29 m ² (壁芯)		

<<契約条件>>

項 目	関係条項	摘 要
引 渡 日		平成31年1月20日
契 約 期 間	1	平成31年1月20日 ~ 平成34年1月19日
使 用 目 的	2	事務所として
賃 料	3	205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
共 益 費	4	月額 16,200 円 (内消費税等 1,200 円)
看 板 掲 出 料	13	月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
		月額 円 (内消費税等 円)
月 額 合 計 支 払 額		221,400 円 (内消費税等 16,400 円)
賃 料 等 の 起 算 日	5	平成31年1月20日 より
賃 料 改 定 の 期 間	6	より 年毎
賃 料 改 定 事 務 手 数 料	6	は仲介人に対し新賃料の ヶ月分相当額を支払うものとする
敷 金	7	190,000 円
償 却 (無)		償却方法 円 (内消費税等 円)
礼 金	8	205,200 円 (内消費税等 15,200 円)
更 新 料	9	乙 は甲に対し新賃料の 1.00 ヶ月分相当額を支払うものとする
更 新 事 務 手 数 料	10	甲 は仲介人に対し新賃料の 0.50 ヶ月分相当額を支払うものとする
解 約 の 申 し 出 期 間	21	甲においてはその 6 ヶ月前、乙においてはその 1ヶ月前
業 務 の 委 託 先	26	スターツピタットハウス株式会社
賃 料 の 支 払 い 方 法	5	振 込
賃 料 振 込 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	

賃料振込口座 令和2年9月分より 変更

特約条項>>

物件に関する他の入居者または第三者との紛争・苦情は乙の責任において解決するものとし、甲は一切関与しない。

貸付期間は午前6時から午後10時までとする。変更する場合、乙は書面にて申し出、甲の承諾を得るものとする。

は、工事の仕様が決定次第速やかに、管轄消防長に「防火対象物使用届出書」を提出し、その写しを甲へ提出しなければならない。

は、所轄の消防署に防火管理者の届出を行うものとする。

物件には、ガスメーターが設置されていない為、メーターの設置及びそれに付随する工事費用は乙の負担でものとする。

物件に設置された照明器具は、引渡しと同時に乙に譲渡されるものとする。入居中の維持管理・修繕・交換費用

乙に帰属され退去時の撤去義務は負わないものとする。

賃料改定の場合の税額については通知しないものとし、改定後の税率で支払いをするものとする。

余白

甲を甲とし借主を乙とし前記表示の物件（以下「本物件」という）について、頭書の賃貸借契約（以下「本契約」という）を下記の通り締結する。その証として本契約証書を作成し、当事者（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成31年1月19日

(貸主) 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 越谷市

(借主) 住所 千間台西1-21-10 アーハイムせんげん台108 氏名 辻 浩司 電話 048 (975) 6071

保証人住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 電話 [Redacted]

介人 住所 埼玉県越谷市千間台西1-4-4 3F 商号 スターツピタットハウス(株) せんげん台店 店長 木村 剛 電話 048-976-1881

地建物取引士 [Redacted] 登録番号 [Redacted] 号

整理番号

12-3

〒343-0041

埼玉県越谷市千間台西1丁目21-10

108

辻 浩司 様



2-03717#

消費税率改定に伴う賃料等変更のお知らせ

〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西1丁目4-4

T-K PREVIO 3F

スターツビタットハウス株式会社 せんげん台店

TEL 048 -976 -1881

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月分より消費税等（消費税および地方消費税。以下同じ）の税率が8%から10%に引き上げられる予定となっております。これに伴い、現在お客様が賃貸借契約を締結されている課税物件（駐車場等の施設および居住用を除く建物等賃料等が消費税課税対象である物件。）の賃料等（賃料および共益費その他の契約に基づきお支払いいただく金銭）が2019年10月分（※）より下記の通り変更されますので、予めお知らせいたします。お手数ではございますが、お支払金額、ご準備金額にお間違いないようお手続きの程お願い申し上げます。

万一、本状と行き違いで解約等のお申し出を承っている場合はご容赦ください。

本件についてのご質問等がございましたら、上記ビタットハウス担当店舗までお問い合わせください。

敬具

記

<変更賃料等> (1)

物件名	ヴェルエール・マンション店舗		区画	B	
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20				
成約CD		種類	店舗事務所	名目	共益費
2019年9月分までの金額（月額）		16,200円		（内消費税額 1,200円）	
2019年10月分からの金額（月額）		16,500円		（内消費税額 1,500円）	

(2)

物件名	ヴェルエール・マンション店舗		区画	B	
所在地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13・14・20				
成約CD		種類	店舗事務所	名目	賃料
2019年9月分までの金額（月額）		205,200円		（内消費税額 15,200円）	
2019年10月分からの金額（月額）		209,000円		（内消費税額 19,000円）	

※ 【ご注意ください】2019年10月分賃料等の支払約定日または支払実行日

振り込みによるお支払いの場合：2019年9月30日まで

口座振替によるお支払いの場合：2019年10月1日（口座振替手数料に係る消費税額も改定されます）

カード決済によるお支払いの場合：2019年10月10日

参考：消費税法上の取扱い

●土地および居住用建物の賃料等：非課税

●駐車場等の施設および居住用を除く建物（店舗、事務所等）の賃料等：課税

以上

整理番号 14

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年9月24日	支出額	132,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃(10月分)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

②165,000×80%

③事務所家賃

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

振込

STEP

1. 出金口座 2. 振込先 3. 金額・ 4. 振込実行 5. 受付確認
 選択 選択 指定日選択

ご利用ありがとうございます。振込しました。
 受付番号は21092400003です。

振込 受付明細

印刷する

受付番号 21092400003 受付日時 2021年09月24日 13:46

出金口座	支店
振込依頼人名	株式会社
振込先口座	埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 5144885
受取人名	1) 加計町
メモ欄	事務所家賃
振込金額	165,000円
振込手数料	0円
引落合計金額	165,000円
振込指定日	09月24日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。

入金内容がご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。

また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

▶ 続けて振込みをする

事業用建物賃貸借契約書

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

貸主 有限会社川人工務店 (以下「甲」という)

借主 高木真理 (以下「乙」という)

令和3年 3月 1日

下記の条項に従って賃貸契約をする。

賃貸人 (甲) 住所

氏名

TEL

〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-16-19
有限会社川人工務店
 代表取締役 川人 一徳
 電話 048-664-2300

賃借人 (乙)

住所

氏名

高木 真理

TEL

賃貸借の目的物の表示等	名称	K・Kビル 101号室
	所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-16-18
	種類	事務所
	構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 参階建
	契約面積	1階 101号室 約28.38㎡ (約8.6坪)
	使用目的	事務所
	敷金	210,000円 (内税)
	賃料	月額 金165,000円 (内税15,000円)
	共益費	なし
	更新料	新賃料の1ヶ月
	契約期間	令和3年3月1日～令和6年2月28日
	解約予告期間	甲 6ヶ月前 乙 3ヶ月前
	賃料等の支払方法	振込先 口座番号 名義人
	支払期限	翌月分を毎月25日までに支払う。
特約事項	なし	

整理番号 15

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	3年9月24日	支出額	17,600 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場代 (10月分)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

②22,000×80%

③事務所駐車場代

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

振込

STEP

1. 出金口座 2. 振込先 3. 金額・ 4. 振込実行 5. 受付確認
 選択 選択 指定日選択

ご利用ありがとうございます。振込しました。
 受付番号は21092400002です。

振込 受付明細

印刷する

受付番号 21092400002 受付日時 2021年09月24日 13:45

出金口座	支店
振込依頼人名	外村 マリ
振込先口座	
受取人名	
メモ欄	駐車場
振込金額	22,000円
振込手数料	0円
引落合計金額	22,000円
振込指定日	09月24日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。

入金内容がご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。

また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

▶ 続けて振込みをする

駐車場賃貸借契約書

駐車場名	まつばら駐車場	賃料	1ヶ月	11,000円
所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目16-4	番号	番	号

貸主 埼玉民主フォーラム 高木ヨリ (以下「甲」という)と
借主 埼玉民主フォーラム 高木ヨリ (以下「乙」という)とは、
上記に表示する駐車場に賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は都市令3年 4月 1日から令和5年 3月31日の二年間とする。

但し、期間満了の際は、当事者協議の上、更新又は延長することが出来る。

第2条 (賃借料等)

乙は賃借料を毎月末日までに、翌月分を支払うものとする。

但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料と比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、

甲乙協議の上増減出来るものとする。

第3条 (解約)

契約期間中の解約については、甲・乙ともに1ヶ月前までの申し出により本契約を解約
することが出来る。賃借料は前払いにつき1ヶ月分を支払うものとする。

第4条 (危険負担)

本駐車場内で起きた事故等 (盗難、接触、火災等) に関わる車の事故損害について甲は一切
の賠償責任を負わないものとする。

第5条 (注意義務)

乙は本駐車場を使用するにあたり、善良なる管理者の注意を持って使用し駐車目的以外に
は使用しないこと、又賃借権の譲渡及び転貸は行わないこと。消防法、その他の法令等により
危険物としてみなされる物を場内に持ち込まないこと。

又、本駐車場内において、空ぶかし、喧騒等近隣に迷惑となる行為は行わないこと。

第6条 (更新等)

本契約満了の際、管理者より通知があった場合は、速やかに更新手続きを行うものとする。
その際、新賃料の0.5ヶ月+消費税を更新事務手数料として管理者へ支払うものとする。

第7条 (契約の解除)

乙が次の事項に該当する時は、甲は何等の催告をなさずしてこの契約を解除する事が出来る。

1. 賃料を2ヶ月以上滞納したとき。

車種 ホンダ フォット 色 白 ナンバー

(特約事項)

1. 補充条項として、本契約各条項に記載のない事項又は、本契約の各条項の解釈に疑問がある
場合甲、乙協議の上円満に解決するものとする。

2. 賃料振込先:

3. 賃料は、毎月末日までに上記口座へ入金する事。

以上契約の証として本書式通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各々その普通を保有する。

令和 3 年 1 月 26 日

貸與人 (甲) 住 所

氏 名

電話番号

借 借 人 (乙) 住 所 さいたま市北区宮原町 2-16-18

氏 名 埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部 高木ヨリ

電話番号 048-654-2559

仲介業者

社団法人 埼玉県宅地建物取引業会 埼玉県知事 (5) 第18067号

住 所 埼玉県さいたま市北区宮原町 2-16-18 284番地1号

商 号 株式会社 ハウジング

代表者 山田 剛

電 話 TEL048-652-3300

取引主任士 登録番号

氏名

駐車場賃貸借契約書

車種 ヌグ プレマシー 色 濃紫

ナンバー

駐車場名	まつばら駐車場	賃料	1ヶ月	11,000円
所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目16-4	番号	番号	番

貸主 [redacted] (以下「甲」という)と

借主 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目16-4 高木まり (以下「乙」という)とは、
上記に表示する駐車場に於いて賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は都市令3年 4月 1日から令和5年 3月 31日の二年間とする。

但し、期間満了の際は、当事者協議の上、更新又は延長することが出来る。

第2条 (賃借料等)

乙は賃借料を毎月末日までに、翌月分を支払うものとする。

但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、

甲乙協議の上増減出来るものとする。

第3条 (解約)

契約期間中の解約については、甲・乙ともに1ヶ月前までの申し出により本契約を解約
することが出来る。賃借料は前払いにつき1ヶ月分を支払うものとする。

第4条 (危険負担)

本駐車場内で起きた事故等 (盗難、接触、火災等) に関わる車の事故損害について甲は一切
の賠償責任を負わないものとする。

第5条 (注意義務)

乙は本駐車場を使用するにあたり、善良なる管理者の注意を持って使用し駐車目的以外に
は使用しないこと、又貸借権の譲渡及び転貸は行わないこと。消防法、その他の法令等により
危険物としてみなされる物を場内に持ち込まないこと。

又、本駐車場内において、空ぶかし、喧嘩等近隣に迷惑となる行為は行わないこと。

第6条 (更新等)

本契約満了の際、管理者より通知があった場合は、速やかに更新手続きを行うものとする。
その際、新賃料の0.5ヶ月+消費税を更新事務手数料として管理者へ支払うものとする。

第7条 (契約の解除)

乙が次の事項に該当する時は、甲は何等の催告をなすずにしてこの契約を解除する事が出来る。

1. 賃料を2ヶ月以上滞納したとき。

(特約事項)

- 補充条項として、本契約各条項に記載のない事項又は、本契約の各条項の解釈に疑問がある
場合甲、乙協議の上円満に解決するものとする。
- 賃料振込先: [redacted]
- 賃料は、毎月末日までに上記口座へ入金する事。

以上契約の証として本書式通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各々その普通を保有する。

令和 3 年 / 月 26 日

貸借人 (甲) 住所 [redacted]

氏名 [redacted] 印

電話番号 [redacted]

貸借人 (乙) 住所 さいたま市北区宮原町2-16-18

氏名 埼玉県民主フォーラム さいたま市北区支部 高木まり

電話番号 048-654-2559

仲介業者

社団法人 埼玉県宅地建物取引業协会会员 埼玉県知事 (5) 第18067号
住所 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目284番地1号
商号 株式会社 ハウジン 印
代表者 山田 剛
電話 TEL048-652-3300
取引主任士 登録番号 [redacted] 氏名 [redacted]

整理番号 10

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

23300 x 90%

支出年月日	3年9月27日	支出額	20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所倉庫費
-----	--------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

03-09-27 振替 *23,300 DF. 5/9/07

- 【内訳】
- ・倉庫賃貸料 23,100 円
 - ・振替手数料 200 円

口座名義: 木村 勇夫
 支払先: 株式会社 平和不動産

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書


賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

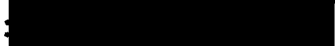
（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

No.  

整理番号

10

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年9月27日
支出額	82,720×90%=74,448円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (10月分)
支出先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村篤弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイビル航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
2. 敷 金 210,000 円
3. 賃 料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 円)
6. 特 記 事 項

1. 原契約の継続について、賃貸人（甲）と賃借人（乙）間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主（甲） 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

借主（乙） 住所：所沢市上安松 864-4

氏名：水村篤弘 印 TEL: 04-2993-0080

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL: [REDACTED]

連帯保証人

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

印 TEL: [REDACTED]

管理会社

免許番号：埼玉県知事(3)第20719号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワラン

代表者：羽迫 務

取引主任者：[REDACTED]

登録番号：[REDACTED]

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より
集送金手数料 220円

整理番号	11
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

(100,000 + 106) × 90%

支出年月日	3年9月29日	支出額	90,095 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃借料		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
10403	03-09-29	13:23	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥103,878	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		生体認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

【内訳】

- ・事務所賃借料 100,000 円
- ・水道代 2,878 円

内、賃借料分

振込手数料

$$110 \times \frac{100,000}{103,878} \approx 106$$

お受取人	お振込明細またはご案内		電話
	サイトマリツナ		
	ムサツウラワ		
	普通	1438189	
ご依頼人	ユ)ハツクアツフ様		
	登録番号 0002		
	キムラ イサオ様		
電話番号		印紙税申告納	
取扱番号	290001	付につき浦和	
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →		税務署承認済	

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

相手側の間違いで、税率8%で支払いを行った。
差額分の支払いは不要とのこと。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

賃貸人 [] (以下、「甲」という。) と、賃借人 木村 勇夫 (以下、「乙」という。) とは、下記記載の物件に関し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約 (以下、「原契約」という。) について、次の通り賃貸借契約 (以下、「本契約」という。) の更新契約を締結する。

(A) 物件の表示	建物の名称	ハイツアウル	部屋番号	101	
	住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡6-12-1			
	用途	事務所	種類	アパート	
	建物構造	木造 地上2階建			
	床面積	33.81 m ²	間取り	未指定	
	契約期間	2021年7月1日 から 2023年6月30日 まで			
(B) 賃貸借の条件	賃料	月額	90,741円	敷金	196,000円 (受領済み)
	共益費	月額	1,852円	更新料	新賃料 1ヶ月分
	※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜ききの価格表示に変更致しました。ご確認をお願いします。				
	その他月額費用	-			
	支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い			
	支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料は乙の負担とする。)			
	賃料等の振込先	[] 口座番号 [] 口座名 []			
	入居者	木村 勇夫			
		以上			

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人 (以下「丙」という) が署名 (記名) 押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

貸主 (甲)

氏名



管理会社

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵4-29-13

氏名 株式会社 バックア



印

連絡先 048-839-8806

借主 (乙)

住所



氏名

木村 勇夫

印

連絡先



【媒介業者】

埼玉県知事 (7) 第15903号

埼玉県さいたま市南区 [] 丁目29番13号

株式会社バックア

代表者 碓 奈緒子

登録番号



宅地建物取引士

整理番号 (2)

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3 年 9 月 29 日	支出額	99,198 円
※ 政務活動費を充当した全額を記載			
使途	事務所家賃(10月分)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

03-09-29	.送金	*110,000	IB	■■■■■■■■■■
03-09-29	.手数料	*220		

$$110,220 \times 0.9 = 99,198$$

③ 事務所家賃(10月分)

※ 領収書等には、①年月日、②全額、③使途(「たたく」〇〇行として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、空白に補記すること)。
 ※ 控分した場合は、欄外方法を空白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田 皇介 (以下「乙」という。))は、この契約書により頭等に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭等(1) 目的物件の提示

名称	佐藤ビル	1階	区画番号()
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市富本町10-2-6 (登記簿)		
構造	鉄筋コンクリート造/極端機/3階建/全4戸		
種類	店舗	新築年月	昭和45年11月
面積	約33㎡(現況優先)		
附属施設	公営水道・東京電力		

頭等(2) 重要内容(具体的に記載すること)

保証会社派支部専務所

頭等(3) 契約期間

令和3年7月1日 から 令和5年6月30日まで (3年間)

目的物件の引渡し時期 令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭等(4) 賃料等

賃料	月額110,000円	管理・共益費	月額	円
敷金	330,000円	(別途消費税相当額)	円	
	(賃料3カ月分)	水道代	2,000円	
その他の条件				
貸与する鍵	本	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで			
賃料等の支払方法	切振	込		
	持参	先		
	口座引落	委託会社		

頭等(5) 借主緊急連絡先

(氏名)町田 皇介
(自宅)TEL
(勤務先)TEL
(携帯)TEL
(会社名・部署名)

頭等(6) 貸主及び管理業者

氏名	
住所	

管理業者

貸主自主管理	TEL
--------	-----

頭等(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	氏名	住所	極度額	家賃債務保証業者名
円連帯保証人			3,960,000円(月額賃料総額×36カ月)	全保運株式会社
	主たる事務所の所在地	家賃債務保証業者登録番号		
	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL 03-6327-6840 問合せ窓口 0570-01-1083			
	国土交通大臣()第 号			

頭等(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建の予定あり。

頭等(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所を出すゴミ(営業用廃棄物)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に入社しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は残置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

R3 年 6 月 11 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 田田 皇介	TEL 048-793-4811
	住所 上尾市系永立3-6-32	
丙 連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
極度額 3,960,000円 (月額賃料総額×36ヵ月)		

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL 048-778-1750 株式会社マハロハ 代表者の氏名 光廣 昌子	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名 Ⓜ	免許証番号 埼玉県 知事 (3)第21590号	大臣 知事 号
宅 地 建 物 取 引 士	免許年月日 平成31年2月18日	免許年月日	氏 名	年 月 日
	氏 名	氏 名	登 録 番 号	() 第 号
	登録番号 株式会社マハロハ 業務に従事する 事務所 名 上尾市宮本町4-14 事務所所在地 TEL 048-778-1750	登録番号 業務に従事する 事務所 名 事務所所在地 TEL	業 務 所 名	() 第 号

※ 図は実印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 14

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3年9月29日	支出額	10,998 円
※ 政務活動費を充当した全額を記載			
使途	事務員用駐車場(10月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

03-09-29 .送金	*12,000	IB トラ 口座
03-09-29 .手数料	*220	

$$12,220 \times 0.9 = 10,998$$

⑦ 事務員用駐車場(10月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、空白に補記すること)。
※ 持ち分した場合は、補償方法を会費に記入すること。

パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村 田 春 雄 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番 と借主 町 田 皇 介 とは、

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市宮本町 8-8				
2	駐車場 区 画	[黒塗り]番				
3	車 両	車名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)	
		ポジョー ステーション ワゴン青	[黒塗り]			
4	賃 料	1 ヶ 月	支 払 方 法	特 約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
		12,000円 /台			当月末翌月前納 指定銀行への振込	
5	期 間	自 2019年 10月 9日	特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
		至 2020年 10月 8日				
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 ※1ヶ月前予告 解約可能		賃借人 ※1ヶ月前予告 解約可能		
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日 2019年 10月 9日

貸主 住所(所在地) 村 パーキング
氏名(名称) 村 田 春 雄
電話番号 上尾市宮本町7番15号
電話(771)2311番

借主 住所(所在地) 町 田 皇 介
氏名(名称) 町 田 皇 介
電話番号 〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号 15

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3年9月29日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途 来客用駐車場 10月分

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

03-09-29 .送金 *10,000 | IB [REDACTED]


$10,000 \times 0.9 = 9,000$

③ 来客用 駐車場 (10月分)

④ [REDACTED]

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途（「たたし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、自由に補記すること）。
※ 控分した場合は、欄外書きを自由に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主  (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、

- 左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。
- 第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車を、後記土地に駐車することを認める。
- 第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。
- ① 月額使用料 金 一 万 円也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。
- 第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲は乙の自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。
- 第四条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、乙の使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。
- 第五条 乙の使用する期間は、令和二年七月一日から令和二年六月二十日までとし、その後は自動更新とする。
- 第六条 乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。
- ① 駐車場への出入を静かに行き、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。
- 第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。
- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。
- 第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。
- 第九条 甲は乙に対し契約期間中であつても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。
- 第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。
- 第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。


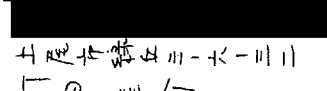
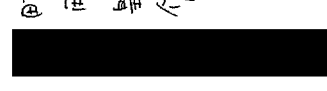

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 元年 6 月 20 日

貸主(甲) 住 所

借主(乙) 住 所

氏 名
電 話



 上尾市緑丘三六二二
 町田 皇介



埼玉県知事(3)第2150
 株式会社 マハ
 埼玉県上尾市宮本
 1-1-1 TEL 048-778-1750 FAX 048-778-1751

駐車すべき車の表示


【車両名】

【塗色】

【ナンバー】

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号()と表示した箇所

整理番号 27

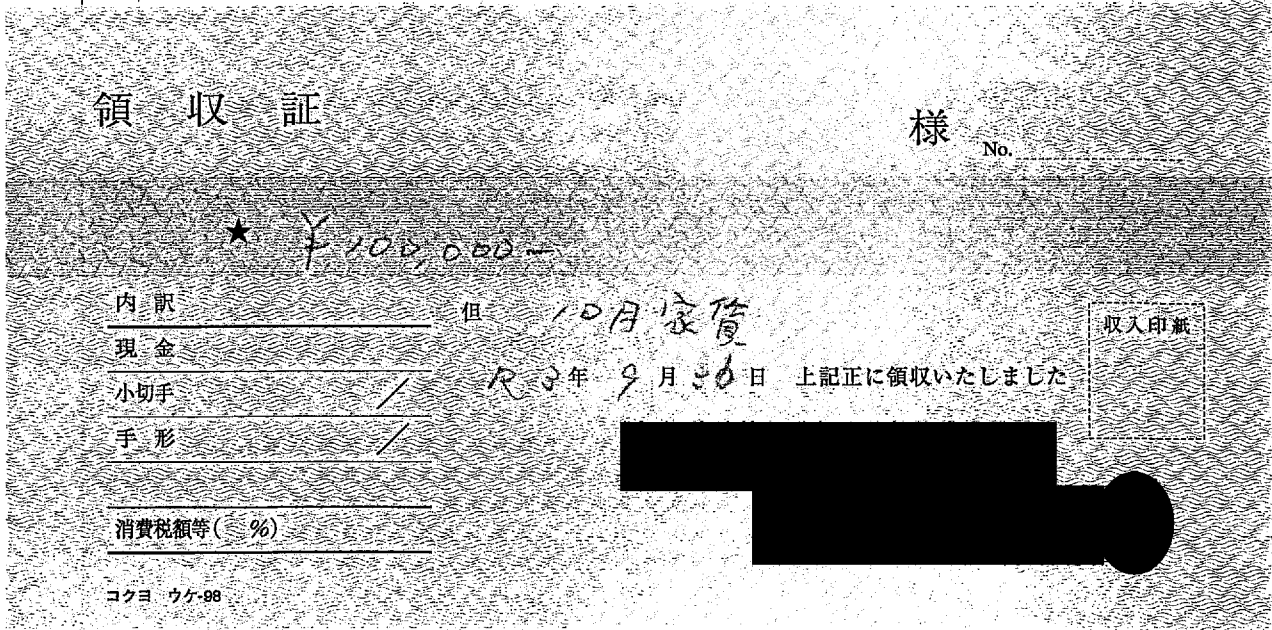
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2021年 9月30日	支出額	90,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃 10月分
-----	------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 川越支部
$100,000 \times 0.9 = 90,000$	




⑤ 山根 史子

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 山根史子 (以下「乙」という) は、次の通り契約を締結した。

第1条 甲は、乙に対し、下記の建物(以下「本件建物」という)を賃貸し、乙はこれを賃借した。

記

所在 埼玉県川越市大字古市場字南久我原四二七番地一
物件 木造スレート葺平屋建事務所

第2条 賃貸借の期間は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの二年間とする。

第3条 賃料は1ヶ月金 壹拾萬 円とし、乙は、甲に対し、毎月末日までに翌月分を甲に持参する方法で支払う。

2 1ヶ月分に満たない期間の賃料は、当該月の日数を分母とする日割りで計算した金額とする。

3 甲及び乙は、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同種物件の賃料との比較等によって著しく不相当となったときには、協議のうえ、賃料を改定することができる。

第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料とは別に支払うものとする。但し、賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。

第5条 乙は、本件建物を自己の居住のために利用し、他の用途に使用してはならない。

第6条 乙は、甲の書面による承諾を事前に得ない限り、次の事項をなしてはならない。

- ① 本件建物の賃借権を譲渡し又は本件建物を転貸すること
- ② ①の他、共同使用その他事実上賃借権の譲渡又は転貸と同様の結果となる行為をすること
- ③ 本件建物の増改築、改造、模様替え、造作の設置・改廃等を実施すること
- ④ 本件建物内又は本件建物の敷地において動物を飼育すること
- ⑤ 本件建物内又は本件建物の敷地内に爆発物などの危険物を搬入すること

第7条 乙は、電球、障子、ふすま及び畳の交換その他本件建物の躯体に関するものを除く費用軽微な修理については、自らの負担でこれを実施する。

第8条 乙が次の各場合の一つに該当する場合、甲は、何らの催告を要せず本契約を直ちに解除することができる。

- ① 前条の禁止事項に反した場合
- ② 賃料を2ヶ月分以上滞納した場合

第9条 乙は、本契約の終了までに、本件建物内に乙が所有又は保管する物件を全て引上げ、かつ、乙の設置した造作を取外して原状を回復した上で、本件建物を明渡す。

第10条 甲は、本契約が終了し、乙から本件建物の明渡を受けた場合、遅滞なく第4条の敷金を返還する。


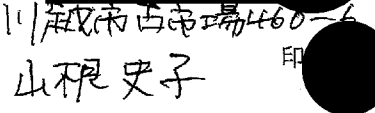
ただし、甲は、本件建物の明渡に際し、乙に対して未払賃料請求権、原状回復費用請求権その他本契約に関して乙の債務不履行による損害賠償請求権を有している場合には、敷金をこれらの債務の弁済に充当することができ、その残額を乙に返還すれば足りる。


第12条 甲、乙は、本契約から生じる紛争について、甲の住居地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意した。

第13条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合については、甲、乙は誠意をもって協議し、解決を図る。

以上の契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持する。

令和 年 月 日

賃貸人(甲) 住所 
氏名 

賃借人(乙) 住所 川越市古市場460-6
氏名 山根史子 印 

整理番号 14

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	3年10月2日	支出額	693 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

1770 × 90%

使 途	駐車場代
-----	------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

タイムズ24

浦和白幡6丁目駐車場
0120-70-8924

《 領 収 書 》

[NO. 10]

21年10月12日15:25 -- 10月12日18:34

駐車料金	770円
合計	770円
お預り	1,000円
お釣	230円

NO.034161

事務所用駐車場が閉鎖になり契約が終了。
 新契約先が見つかるまで、事務所で仕事を行う際に
 コインパーキングを利用。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 117

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年10月14日	支出額	594 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車場代
----	------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

タイムズ24
浦和白幡6丁目駐車場
0120-70-8924

《 領 収 書 》

[NO. 5]

21年10月14日16:07 -- 10月14日18:33
 駐車料金 660円
 合計 660円
 お預り 1,060円
 お釣 400円
 NO.034184

事務所用駐車場が閉鎖になり契約が終了。
 新契約先が見つかるまで、事務所で仕事を行う際に
 コインパーキングを利用。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 21

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年0月18日	支出額	594 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

660 × 90%

使 途	駐車場代
-----	------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

タイムズ24
浦和白幡6丁目駐車場
0120-70-8924

《 領 収 書 》

[NO. 5]
21年10月18日09:35 -- 10月18日12:31
駐車料金 660円
合計 660円
お預り 660円
お釣 0円
NO.034232

事務所用駐車場が閉鎖になり契約が終了。
新契約先が見つかるまで、事務所で仕事を行う際に
コインパーキングを利用。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。